

平成 30 年 3 月 5 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3 月 5 日（2 日 目）

日程第 1 一般質問

2 会議に付した事件

日程第 1 の事件

追加日程第 1 議案第 30 号 平成 29 年度南知多町一般会計補正予算（第 7 号）

3 議員の出欠席状況

出席議員（12 名）

1 番 山 本 優 作

2 番 鈴 木 浩 二

3 番 片 山 陽 市

4 番 小 嶋 完 作

5 番 内 田 保

6 番 石 垣 菊 蔵

7 番 服 部 光 男

8 番 藤 井 満 久

9 番 吉 原 一 治

10 番 松 本 保

11 番 榎 戸 陵 友

12 番 石 黒 充 明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長 石 黒 和 彦

副 町 長 北 川 眞木夫

総 務 部 長 中 川 昌 一

総 務 課 長 山 下 雅 弘

検 査 財 政 課 長 田 中 吉 郎

防 災 安 全 課 長 大 岩 幹 治

税 務 課 長 石 黒 廣 輝

企 画 部 長 田 中 嘉 久

企 画 課 長 滝 本 功

地 域 振 興 課 長 滝 本 恭 史

建 設 経 済 部 長 鈴 木 良 一

建 設 課 長 鈴 木 淳 二

産 業 振 興 課 長 川 端 徳 法

水 道 課 長 相 川 徹

厚 生 部 長 柴 田 幸 員

住 民 課 長 宮 地 利 佳

福 祉 課 長 神 谷 和 伸

環 境 課 長 宮 地 廣 二

保 健 介 護 課 長 鈴 木 茂 夫

教 育 長 大 森 宏 隆

教育部長兼 学校教育課長	内 田 静 治	社会教育課長	森 崇 史
学校給食 センター所長	宮 本 政 明	会計管理者 兼出納室長	鈴 木 正 則
学校教育課 指導主事	蟹 江 敏 広		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相 川 博 運	主 幹	大久保 美 保
--------	---------	-----	---------

〔 開議 9 時 3 0 分 〕

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は3月定例議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（藤井満久君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では原稿の朗読によりますので、よろしくお願いいたします。

1. 学校教育の充実を考える。

2月9日に総合体育館サブアリーナにて、平成29年度南知多町教育研究発表会が開催されました。当日は、南知多町内全ての教職員が集まり、熱気にあふれていました。最初に、優秀な教職員並びに学校の表彰があり、その後、研究発表が行われました。本年度の研究発表は、豊浜中学校で「自ら学び、自ら考え、確かな学力を身につける生徒の育成、基礎的、基本的な内容を活用させ、自分で問題を解決できる学習活動の工夫」というテーマで発表されました。とてもすばらしい内容で感心しました。改めて、町内の教職員皆様の不断の教育活動や研究の御努力に感銘を受けたところであります。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 各表彰者の表彰された理由を詳細にお聞かせ願いたい。

2. 近年、我が町の子どもたちのスポーツ等での活躍をよく耳にするが、年に1度、

優秀な子どもや学校を表彰する体育表彰式を実施してはどうか。

３．最近、全国的に教職員の不祥事が新聞をにぎやかさせているが、本町では、教職員の不祥事は発生していないか。

４．平成30年度について、学校教育課の新事業、あるいは重要な事業をお聞かせ願いたい。また、学校教育にどのような目標を掲げているか、あわせてお伺いしたい。

続きまして、２つ目、学校トイレ洋式化について。

1970年代を中心に日本全国で多くの学校施設が建設され、現在、その老朽化が問題となっています。子どもたちが日々学び、生活する場所を守るためにも、この問題は放置できません。中でも、おくらしているトイレ改善は見逃せません。文部科学省が2016年に初めて公表した公立小・中学校のトイレ実態調査によると、全便器数140万個のうち、和便器は約79万個で56.7%、約6割であった。改修に多額の費用が必要なことに加え、和式の使い方を覚えてもらう教育的観念から残す学校もある。しかし、衛生面や節水効果では洋式のほうがすぐれ、学校は災害時の避難所になることもあって、国は洋式化を進めている。本町では、この点についてどのように考えているか。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

１．本町の小・中学校のトイレの和便器と洋便器の比率はどうか。

２．学校のトイレ改修に国からの交付金はあるのか。あるのであればどのくらいか。

３．衛生管理の観点から、和式便器の周りからは大腸菌が検出される場合が多く、和式便器を１個残すことは感染症リスクを残してしまうことにつながる。特に、学校の場合は、児童・生徒が清掃するが、衛生面で気をつけていることはあるか。

４．子どもの教育環境は、子どもを持つ親が住む場所を決める上で重要な要素となってくると思うが、本町では、学校トイレ洋式化についてどのように考えているか。また改修の予定はあるか。

以上で、壇上での質問を終わります。再質問がある場合は自席で行いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

まず、御質問１－１、教育研究発表会における各表彰者の表彰された理由につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、御質問の表彰につきましては、町教育委員会教職員表彰規則にのっとりまして、本町の教育、または文化の振興発展に貢献し、特にその功績が顕著な学校、グループ及び個人を表彰しているものでありまして、今年度は8名の教員を表彰させていただきました。

順に申し上げますと、優秀で他の模範となる教員としまして、第11回愛知県教育委員会教職員表彰を受賞され、その後に、平成29年度文部科学大臣優秀教職員表彰を受賞された教員1名を表彰させていただきました。

次に、知多地方教育事務協議会教育研究論文におきまして、入賞された教員4名を表彰しました。入賞の内訳ですが、特選が1人、優良が2人、佳作が1人でありました。

最後に、夏に開催されました知多地方中学校体育大会、相撲・個人の部で、日間賀中学校2年の男子生徒が見事優勝しました。そのことを受けまして、生徒を指導し、優勝に導いた功績をたたえ、3名の顧問の教員を表彰させていただきました。以上であります。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

本年度もまた優秀な教職員並びに学校が多く表彰されました。表彰された皆様、改めておめでとうございます。

特に、教育研究論文に応募する先生が多いのには、私自身びっくりいたしました。その中で、優秀な成績をおさめた先生もいますけれども、そういったチャレンジする先生が多いのにも大変頼もしく思います。皆様が不断の教育活動とともに研究にも努力をしていることは、南知多町の教育の未来はとても明るいなあと感じました。今後とも南知多町の学校教育に御尽力を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

2番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問1－2、体育表彰式の実施につきまして、答弁をさせていただきます。

スポーツで頑張っている方々の取り組みの情報発信につきましては、町広報「みなみ

ちた」のフォトニュースに加えまして、昨年7月から、町広報において「輝けるひと・部活動」というコーナーを設けさせていただき、スポーツの各種競技で優秀な成績をおさめられた方、秀でた方、団体の活動等を紹介する連載を社会教育課のほうで始めております。御指摘のように、体育表彰式を開催し、スポーツ等で活躍した子どもたちを表彰することは意義あることだと思います。今後、体育の振興に係る功績が顕著な方や団体を表彰するなど、体育の表彰のあり方について検討する中で考えてまいりますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

最近で活躍されたという、先ほど相撲の方がいたと思いますけど、そのほかには何か心当たりがある活躍された方、今わかる程度でちょっとお話ししていただきたいと思います。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

最近の学校の関係でいきますと、27年7月には、同じく知多地方中学校体育大会の相撲で、団体の部で豊浜中学校がやはり優勝しました。同じく知多地方中学校体育大会の軟式野球で内海中学校が優勝しました。そういうところでございます。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ありがとうございました。

少年たちも、児童たちも一生懸命頑張っておりますので、ぜひこういう機会をつくっていただきたいと思います。ほかの市町では、年に1度、体育表彰式を実施しております。こういった努力した子どもたちは、多くの人々に称賛され、より一層精進する励みになるのではないかと思います。いま一度考えていただきたいと思いますが、町のほうが主催が無理ならば、例えば体育協会に委ねるとかしてもいいんじゃないかなと思います。

すけれども、この点はどのように思いますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

先ほども答弁させていただきましたが、今後、子どもたちだけではなく、大人のところも含めて、表彰のあり方を検討する中で実施主体等も検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ありがとうございます。前向きに考えていただきたいと思います。

3番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問1－3の教職員の不祥事についてですが、本年度、本町に勤務されている教職員につきまして、町教育委員会が把握している不祥事はございません。以上でございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

教職員の不祥事は発生していないという答弁で大変安心をしました。

愛知県の中では、教育委員会の発表ですと、平成28年には処分件数は70件ほどあるようでございます。内訳としまして、窃盗や殺人、科目未履修、服務規程違反、交通事故、わいせつ行為、セクハラ等、児童・生徒への体罰ということで、処分内容にいきますと免職が8件、停職が14件、減給が1件、戒告が4件、訓告が43ということです。不祥事を起こす教職員は年々ふえているといった傾向にあると言われております。南知多町の中では不祥事がないということで安心しました。しかし、もし問題が起きたならば、早

急な対応をとるようによりしくお願いしたいと思います。

4 番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問 1－4 の平成30年度の新規事業、重要な事業でございますが、新規事業といたしましては、学校の校務支援ソフトの導入、重要な事業としましてはA L T、いわゆる外国人英語講師の派遣を拡充したいと考えています。

まず、新規事業の校務支援ソフトについてですが、先生方の事務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するということを目的としまして、名簿や出欠席の情報管理、成績処理、通知表・指導要録の作成などの入力データを一元管理できるようにするためのソフト、校務支援ソフトと言っておりますが、そのソフトを全校に導入するものでございます。

次に、重要な事業としまして、A L T、いわゆる外国人英語講師の派遣拡充でございますが、これは平成32年度から新学習指導要領が小学校で実施されることに伴いまして、小学校の5年・6年の英語が教科化されるとともに、小学校3年・4年の授業に新たに外国語活動が組み込まれることになりました。このことへの移行措置としまして、来年度から、小学校5年・6年につきましては、現行、年間35時間の授業時間から50時間に、小学校3年・4年につきましては、新たに外国語活動の授業を15時間実施することとしました。これを受けまして、英語の教科担任のいない小学校への対応といたしまして、小学校3年から6年までの外国語活動、英語の全授業時間に外国人英語講師を派遣するものでございます。

次に、平成30年度の学校教育の目的でございますが、学校教育で育てたい児童・生徒としまして、自ら判断し、自ら行動できる児童・生徒としております。そして、確かな学力、豊かな心、健やかな体、いわゆる知・徳・体のバランスをとりながら、生きる力を育成していくことが大切だと考えています。

なお、平成30年度の学校教育指針につきましては、本年3月に教育委員会で決定した後、各学校に示すとともに、町のホームページで掲載をさせていただく予定をしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

先ほど、重要な事業ということで、小学校5年生・6年生、35時間から50時間、3年生・4年生が15時間ぐらいということで、外国人の講師が必要ということですが、これに当たる予算は幾らぐらいとっていらっしゃるんですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

外国人を小・中学校合わせて3人派遣をしたいと考えております。小学校費で予算額としまして676万3,000円、中学校で214万3,000円を見込んでおります。よろしくお願いいたします。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

約1,000万円近くのお金が要るわけですが、これはお金云々じゃなくて、やはりこの南知多町の子どもたち、英語力がつくといいなあと、ぜひしっかりとやっていただきたいなあと、このように思います。

さて、学校教育は、子どもたちの生きる力を育むために非常に重要なものであると改めて感じました。今、言われた新たな目標を掲げ、新事業に真摯に取り組んでいただきたいと思います。

先日、教育研究発表会の冒頭の挨拶の中で、大森教育長が次のように述べられました。

近年、第4次産業革命とも呼ばれる人工知能、AIやICTなどを生かした超スマート社会が現実味を帯びてきました。社会の変化が急速に進み、近い将来、現在の職業の半分近くがなくなると予測され、不確定な未来が待ち受けている。しかし、AI、機械、ロボットがどんなに発達しようが、人間が使われるのではなくて、人間が活用していかなければなりません。そこで、子どもたちには、社会の変化に柔軟に適用するしなやかさと体力も身につけてほしいと思い、願います。

今後、ICT機器の導入を進めるなど、学習環境の整備も必要になってまいります。

ただし、教育の本質は変わりません。教室には、先生が入り、子どもたちにわかりやすい授業を行い、机間指導などを通して、児童・生徒の理解が深まっているか確認し、フォローし、質の高い授業を展開するという基本は変わりません。大変すばらしい挨拶で、私も同感いたしましたけれども、どうか教育の基本を大切に、質の高い教職員の授業をお願いしたいと思います。

この南知多町の子どもたちがたくましく未来を切り開いて、生き抜いていく力を身につけることができるようお願いしたいと思います。私たちの町は、財政力のない小さな田舎の町です。しかし、可能性を秘めた原石のような子どもたちはいっぱいいます。それを光り輝かせるのは教育の力だと思います。どうか基本、本質を忘れない真の教育をお願いいたしまして、この1番の質問を終わります。

2番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問2-1、本町の小・中学校のトイレの和便器、洋便器の比率はどうかにつきまして、答弁をさせていただきます。

本町の小・中学校11校全体の児童・生徒用トイレの大便器の総数は287基であります。そのうち洋便器は88基、したがって、大便器の洋式化率としましては、平成30年2月現在で約30.7%となっております。以上であります。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

済みません、できたら学校ごとをお願いしたいんですけど。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

児童・生徒用の学校別の洋式化率について御質問をいただきました。率のみで御紹介をさせていただきます。よろしく願いいたします。

内海小学校32.4%、豊浜小学校、やはり同じく32.4%、大井小学校27.6%、師崎小学

校25.7%、篠島小学校50%、日間賀小学校30.8%、小学校の平均としましては31.5%となっております。

続きまして、中学校ですが、内海中学校28.6%、豊浜中学校22.9%、師崎中学校26.1%、篠島中学校44.4%、日間賀中学校42.9%、中学校全体といたしましては29.4%となっております。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

小学校が31.5%、中学校が29.4%、全国で見ますと約4割が洋式化ということでございますので、ちょっと低いかなと思います。徐々にふやしていただきたいと思います。

ちなみに保育園のほうはわかりますか。

○議長（藤井満久君）

福祉課長。

○福祉課長（神谷和伸君）

それでは、保育所につきまして答弁させていただきます。

本町の町立の保育所全体で、トイレの和便器と洋便器の比率につきましては、男性用の小便器の部分を除きまして、児童用のトイレが和便器では24.5%、洋便器では75.5%であります。あと、参考になりますが、職員用のトイレですが、和便器が66.7%、洋便器が33.3%であります。以上であります。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ありがとうございました。

保育園のほうは便器が少ないからだと思いますけれども、大変整備されているなあとします。

次、2番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問２－２、学校トイレ改修に係る国からの交付金はどうかにつきまして、答弁をさせていただきます。

国の学校施設環境改善交付金のうち、大規模改造のメニューにトイレの和式便器を洋式便器にかえる工事というメニューがございます。補助率としまして３分の１以内、事業費の下限額としまして１校当たり４００万円、上限額として１校当たり２億円とされております。以上であります。

（１１番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○１１番（榎戸陵友君）

なかなかいい補助率があるわけございまして、ぜひ使っていただきたいと思います。半田や東海市のほうでも、ことは１億数千万使うようございしますので、本町もぜひ積極的に使っていただきたいと思います。

３番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問２－３、児童・生徒がトイレ清掃をする際、衛生面で気をつけていることはあるかにつきまして、答弁をさせていただきます。

学校におけるトイレ清掃につきましては、基本的には各校の判断により衛生面の対応をしているのが実態でございます。しかし、トイレ清掃に限らず、掃除が終わった後は石けんで手を洗うように指導しています。学校により多少の違いもありますけれども、例えば小学校での衛生面の対応の一例を挙げさせていただきますと、便器掃除の際は柄のついたブラシを使用する、子どもたちが直接床をさわることがないように手袋や長靴を履く、週に２回から３回は洗剤を使って床面を掃除するといったところでございます。以上であります。

（１１番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

小学校に入学したばかりの児童は、和式になれずに尿汚れが大変多くなります。付着したアンモニアのにおいの原因となりますし、トイレは大変汚くなります。また、水などで清掃する湿式清掃、いわゆるぬれた掃除では、乾式清掃、乾いた清掃の約460倍以上の菌が検出され、大変不衛生だと言われております。そして、和式便器の周りでは、大腸菌なども検出され、靴を介して廊下や教室まで持ち込まれ、手や口に伝搬する可能性が非常に大きい。したがって、衛生管理の視点から見ても、洋便器にするべきだと思います。

本町でも、便器掃除、柄のついたもの、あるいは手袋、長靴を扱う、そして週2回洗剤を床にまくということで、いろいろと気を使っていると思いますが、やはり子どもの清掃ということで、至らぬ点もたくさんあると思います。例えば、掃除が終わって、手洗いのときには消毒液を入れて、ちゃんとした手洗いをさせるようにしていただきたいと、このように思います。

次、4番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問2-4、学校トイレ洋式化についてどのように考えているか及び今後の改修予定につきまして、答弁をさせていただきます。

学校トイレの洋式化につきましては、洋式トイレを使用している家庭が多い中で、児童・生徒が学校の和式トイレに不安や不便を感じたり、けがや障害など身体的な理由により洋式トイレが必要であること、そしてその一方で、議員御指摘のように、和式トイレの使い方を覚えてもらうという教育的観点から、ある程度、和式トイレを残す必要があると考えています。

教育委員会としましては、平成21年度以降、少しずつではありますけれども、洋式化の改修を進めてまいりました。ちなみに、今年度につきましては、篠島中、師崎中、師崎小、大井小のトイレ改修費としまして約368万円を支出させていただきました。

今後の予定としましては、日間賀小学校のトイレ改修を計画していますが、施設の老朽化から、配管など水回りの改修を含めると高額な工事費となるため、国からの補助金の確保の見込みが立ち次第、予算計上し、改修していきたいと考えているところでござ

います。

ただ、その後の予定としましては、本町の小・中学校において児童・生徒数が減少している状況の中で、単に洋式化率の向上をさせるという目線ではなく、各校の生徒数に見合った数の洋式トイレを設置すべく改修を進めたいと考えているところです。

具体的には、公共施設のトイレの個数を検討する際、よく用いられます空調調和・衛生工学会の衛生器具の適正個数算定法のうち、一定時間内に利用者が集中する限定利用型、そういった算定方式を用いて、適正器具数、便器数を算定した上で、適宜、学校ということで加算をし、必要となる洋式トイレを順次設置していきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

本年度も368万円ですか、既にやるということで大変いいことだなと思います。

2016年の国の調査において、学校トイレ洋式化は、洋便器が43.3%で約4割でした。現在ではより多くの割合になっていると考えられております。その理由は、子どもたちのふだんの生活が洋便器がほとんどで、ふなれな和便器では排せつを我慢する子どもが多く、これは健康にもよくないと考えられております。あるメーカーのアンケートによりますと、9割以上の子どもが洋式を望んでいると言われています。本町の子どもたち、どのぐらいの子どもたちが洋式を望んでいると思いますか。ちょっと聞いてみたいと思いますけれども、どのように考えていますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

そうしたアンケートはとってございませんので、ちょっと把握できかねますけれども、ただ、先ほど申し上げました生徒数に見合った数と、わかりにくいちょっと表現で答弁させていただきましたけれども、現状でいきますと、例えば大井小学校を例にとりますと、29基の大便器がございます。男女計でございますけれども、これを81人の子どもたち、大井小学校81人で割りますと、2.8人に1つ便器があるというところ、そのうち洋式化率は27.6で割るんですけど、洋式トイレが8基ございます。1つの洋便器を10人で

使うというところでございまして、大便器の便器の数そのものが生徒数と比べまして多いものですからあれなんですけれども、非常に不便だという、我慢はしてもらっておると思いますけれども、喫緊の、どうしてもというところとは違うんではないかなあというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

と言われます。つくるときにはたくさん子どもたちもいて、そのようにつくられたと思いますけれども、やはり少なくなってきた、そういった中でいろいろな検討もしていただきたいと思います。

私のところでちょっと小さな店をやっておりますけれども、片名へ帰る子どもたちがおしっことかうんちとか我慢できなくて、よくお店に借りに来ます。これもやっぱり学校のトイレは行きたくないのかなという気がいたします。そういった面でも、ぜひ子どもたちの意見も聞いて、そういったことも進めていただきたいなと、このように思います。

さて、現在、8割以上の公立学校が災害時の避難所に指定されております。もしも、災害が起きて、学校が避難所になったとき、トイレは子どもから女性、お年寄り、障害者まで多くの人々が安心して使用できるものが求められます。地域住民のためにも洋式化を進めるべきだと思いますが、現在、避難所に指定されている小・中学校はどこですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

避難所として指定してある学校はどこかというところでございすけれども、町内の11校中9校が風水害等における避難所としてなっております。逆に、指定されていない学校なんですけれども、篠島小学校、日間賀中学校以外は全て風水害等の避難所というところとなっております。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○ 1 1 番（榎戸陵友君）

そうしますと、1 番のときに聞きましたけれども、篠島が44、日間賀が42ということで、これはもうこういうことがわかっていて、ちゃんとこのように、ほかのところより洋式化が進められたということですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

たまたま島が多いんですけれども、総数であるトイレの数からしてなったというところでございまして、意識して島をふやしたというところではございません。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○ 1 1 番（榎戸陵友君）

ちなみに、内海保育所と日間賀保育所も避難所になっております。こちらのほうも、できたら、一応避難所ですので、そういった避難者が来たときにも使えるようなものを1カ所か2カ所つくっておいたほうがいいのではないかと思いますけれども、どう思いますか。

○議長（藤井満久君）

福祉課長。

○福祉課長（神谷和伸君）

保育所につきましては、今、榎戸議員が言われたとおり、内海保育所と日間賀保育所が避難所に指定をされております。先ほど、保育所全体の洋式化率については答弁させていただきましたが、参考になりますが、内海保育所については、子ども用が洋式化が78.6%、大人用が、実際には大人というか職員用ですね、職員用は4つありまして、そのうち1つということで25%。日間賀につきましては、子ども用は、ことしの4月から2歳児保育を開始する関係がありまして、2歳児保育用にトイレも改修しておりまして、日間賀保育所につきましては、子ども用が全て洋式化になっております。

ただ、実際の災害用のことを考えますと、職員用トイレの関係になると思いますが、日間賀につきましては、大人用というか職員用が2つあるんですが、2つともまだ和式

になっております。ですから、これにつきましては、避難所ということを考えますと、職員用についても洋式化を検討していく必要があるかなというふうには考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

そういったことも前向きに考えていただきたいと思います。

そして、避難するのは、教室ではなくて体育館ということで、体育館の近く、あるいは体育館の中にもトイレは必要だと思うんですけども、こちらのほうはどのような状況になっているのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

ちょっと体育館だけ特化して合計の数はしてございませんが、学校別に言ったほうがよろしいでしょうか。

○11番（榎戸陵友君）

大体大まかでいいです。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

学校によってちょっと洋式便所が体育館に全て設置されているというところがないものですから、例えば内海小学校、豊浜小学校、それから師崎小学校には男子用の洋式トイレがございます。女子専用ですと内海小学校、豊浜小学校にもありますが……、ごめんなさい、間違えました。体育館にある洋式化としては、日間賀小学校に1基、男子用がございます。女性用ですと、小学校ですと大井小学校、篠島小学校、日間賀小学校にございます。中学校ですと、男子用ですと内海中学校、師崎中学校、日間賀中学校にございます。女性用は、内海中学校、豊浜中学校、師崎中学校、日間賀中学校にございます。1基程度しかございませんけれども、そんなような状況です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○ 1 1 番（榎戸陵友君）

体育館の近くにあるのですか、今おっしゃったのは。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

体育館のトイレについて答弁をさせていただきました。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○ 1 1 番（榎戸陵友君）

ぼちぼちあるようですけれども、こちらのほうもやっぱり体育館に100人も200人も集まってもトイレがないというのは非常におかしな話だなあと、住民も困ると思います。どうか、そういった教室内のトイレとか体育館のトイレ、バランスよく考えていただいて計画をしていただきたいなあと、このように思います。

さて、そのほかにも、多機能型トイレというのがございまして、車椅子使用者用トイレというのもございます。こちらのほうは小学校に用意されておりますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

車椅子等までの設備がある学校はございません。車椅子対応ということになりますと、学校全体をバリアフリーにする必要がございますし、また、ちょっとスペース的に改修をしようしますと、かなりの校舎内を占領してしまうというところもあるので、そこまでの施設がある学校はございません。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○ 1 1 番（榎戸陵友君）

大変残念に思います。ぜひこちらのほうも検討していただきたいと思います。

子どもたちが日々学び、生活する学校のトイレ、大変清潔で衛生的であることには、もちろんふだん使ってなれている、安心して使用できる洋式トイレが大変望まれます。

また、今言ったように、災害時にはほとんど避難所となる学校は特に必要だと思います。改修には多額の費用がかかりますけれども、国の補助金を使ってお願いしたいと思います。

以上の観点から、ぜひ学校トイレの洋式化を推し進めていただきたい。知多半島の市町の中では、先ほども言いましたけれども、今年度予算に多く取り入れているところもあります。よろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。休憩は10時25分までといたします。

〔 休憩 10時15分 〕

〔 再開 10時25分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、4番、小嶋完作議員。

○4番（小嶋完作君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1番、旧ビラ・マリーンの今後の活用について。

昨年8月27日、大井、片名、師崎3区の合同の南知多町防災訓練が師崎避難所、旧ビラ・マリーンにて行われました。この訓練は、地域住民が主体となった避難所開設と避難所運営を訓練することにより、地域事情に合った運営手段及び課題を確認することを目的に進められました。訓練は、総務班、施設管理班、食料・物資班の3班に分かれて行われ、消防団の協力もあり、食料、水など備蓄品も5,000食余り建物の中に運び入れました。その後、反省会などで、当日の各係の方々の感想と意見をお聞きしました。1階フロントでの受け付け状況を見て、災害時には相当混乱が予想され、迅速な対応ができるのか私自身一番強く感じたことです。また、訓練に参加いただいた各区長さんはじめ、駐在員の方、各種団体の役員さんも二、三年ぐらいでかわっていきます。このような訓練は、毎年続けていかなければいけないと痛感いたしました。

そこで、次のことを質問します。

1. 1階の玄関の混雑を防ぐために、大まかにあらかじめ各地区ごとと弱者等の場所を決めておくことができないか。

２．今後、特にトイレの数など備蓄品の計画は、町はどのように考えているのか。

３．消防車も、現在の消防団詰所に全部置かず、何台か避難所に置いたほうがよいと思うが、いかがか。

４．平常時においては、これだけの建物を町としてどう活用するのか、考えがあるのか。

２番、道路側溝の掃除について。

最近、側溝のふたの形状が変わってきているところを随分見かけます。車の振動を抑えたり、ごみが入りにくいようにと聞きます。確かに、ごみは入りにくいようにも見えますが、現状では、従来の形状の側溝のふたが圧倒的に多いと思います。各地区より、側溝の修理及び掃除の要望も多く出ていると思いますが、全て行政任せという年数も予算も相当かかります。高齢者が多く、側溝の掃除をしたくてもふたがあかないなど、いろいろな課題があります。もし、仮に区が主体、または住民が自発的に掃除に取り組んだ場合、行政としてどこまで手助けができるのか、その際、掃除で出た汚泥の処理をどうするのが課題だと思います。そこで次のことを質問します。

１．少しでも簡単に側溝のふたをあける道具と、汚泥の処理について、町はどこまで対応できるのか。

２．区が主体となって取り組んだ場合、補助金等の考えはあるのか。

なお、再質問がある場合は自席にて行いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問１－１、１階の玄関の混雑を防ぐために、大まかにあらかじめ各地区ごとと弱者等の場所を決めておくことはできないかにつきまして、答弁させていただきます。

あらかじめ場所を決めておくことは可能であると考えております。今後は、大井、片名、師崎地区の自主防災会などの御意見をお聞きしながら検討していきたいと考えております。以上でございます。

（４番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

まず最初に、区会をはじめ、地元は、今後の運営について本当にいろいろな意見が出ています。その反面、町は一体どう考えているのかなあといった声も多く聞きます。町側と地元の対話自体が余りにもない。町の認識はこの辺はどうですか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

町の認識ということでございますが、今議会におきまして、師崎避難所の設置及び管理に関する条例の案を上程させていただいております。それで、4月1日から供用開始になるわけでございますが、その後におきまして、各地区の御意見をお聞きしながら、今回の目的に沿った使い方というところをいろいろ話し合っていきたいと思います。よろしくお願いします。

（4番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

今、総務部長の答弁から出たんですけれども、まず町側からできるだけ早急に、師崎地区3区を集めて、今後の運営などについて、町の方針とか考えをやっぱり明確に示していただいて、いろんな質問が出ると言うんですけれども、その場できちっとはっきりと答えられる幹部の方といいたいでしょうか、出席いただくことが先決だと思います。その場でいろんな意見とか、結構いろんな意見を聞いています。たまっています。だから、その場で出て即答できるような体制をとってほしいです。以上です。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問1-2、今後、特にトイレの数など備蓄品の計画は、町はどのように考えているかにつきまして、答弁をさせていただきます。

師崎避難所につきましては、今年度、屋外仮設トイレを2基設置いたしました。災害時には、施設内の便器を簡易のトイレとして使用する予定ですので、今後は簡易トイレ

袋、トイレットペーパーなどの衛生用品の配備をしてみたいです。以上でございます。

（４番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○４番（小嶋完作君）

師崎避難所はともかく、他地区、ほかの防災センターの備蓄品の計画はどんなでしょうか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（大岩幹治君）

他地区の防災センター等の備蓄品につきましては、非常食につきましては町のほうである程度計画を立てて、今後予算を上げてやっていくつもりでおりますが、資機材のほうにつきましては、まだトイレも含めましてははっきりとした、各避難所ごとにどれだけの個数が要るのかというような検討をまだしてございませんので、今後検討して、各防災センター、避難所にそういったものを配備していこうと考えております。以上です。

（４番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○４番（小嶋完作君）

考え方なんですけれども、備蓄品全て行政任せではなく、各家庭などで押し入れなどで眠っている新品の毛布など、備蓄品となるようなものを町のほうから提供を呼びかけてもよいのではないのか。

昨年でしたかね、私個人ですけど、たまたま目にしたんですけど、御不幸があった家庭の家族だと思うんですけども、まるっきり新品のビニールに入った毛布を後片づけという言い方はどうかかわかんないですけども、ごみとして持っていくんですよ。だから、それを見て、随分もったいないなあとあって、そんなことも考えながら今の質問をしたんですけども、町としてはどのようにお考えですか、こういうような方法は。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

ただいま、各家庭に眠っているそういったものを備蓄品ということで、町のほうから呼びかけたらどうかという大変貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

毛布につきましては、今、真空状態にして密封して、かなり幅をとらない状況で、場所が限られておりますので、置いておりますので、そういった点も踏まえまして、また、町が備蓄品を全て備えるんじゃなくて、自主防災会等がそういったものが要るかどうかというものをあわせまして、また今後検討していきたいと思っております。

(4 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4 番（小嶋完作君）

今、総務部長の答弁がありましたけれども、ちょっと質問が言葉足らずだったんですけれども、予算的なことも含めて、町みずからでも、各自主防災会からでも、こういった方法をとったらどうかとか、積極的に呼びかけていただくと、冒頭にも言ったとおり、全て行政任せというのと、やはり何事をやるにしてもお金なんですよ。それを全部やれやれというのも個人的にはどうかと思うんですわ。だから、協力してできるところは、住民も多分協力してくれると思うんですわ。だから、そういった意味で、町もやっぱり呼びかけをみずから先頭に立って、各地区の防災会とか何かをもちろん通じてですけれども、そういった試みをしたらどうかという、予算面のことももちろん考えてですんでね、はい、結構です。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問 1－3、消防車も現在の消防団詰所に全部置かず、何台か避難所に置いたほうがよいと思うが、いかがかにつきまして、答弁させていただきます。

分団の車両台数も限られておりまして、日常の車両整備や点検、火災など緊急時の出動などを考えた場合、消防詰所に配備されているほうがよいと考えられますので、今のところ、師崎避難所に消防車を配置する予定はございません。以上でございます。

(4 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

総務部長の今の答弁、大変よくわかるんですけども、考え方の一つとして、万が一災害が起きた場合、消防車が使えなければ何もならないということで、そういった予備的なものを含めてもちょっと協議をお願いしたいと思います。

この問題は、いろいろ日常の、いつ火災があって出動とか、それを最優先するのは当然なんですけれども、そういったいざというときに消防車が使えないじゃないかとなった場合のことを想定していますんで、その辺のこともひとつどこか頭へ入れて検討いただければいいかと思うんですけどもね、よろしくお願いします。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問1－4、平常時においては、これだけの建物を町としてどう活用するか、考えがあるのかにつきまして、答弁させていただきます。

平常時につきましては、災害用備蓄倉庫、避難所運営などの防災訓練の場所として使用することを考えております。以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

例えば、12月定例会だったか、もっと前だったかちょっとわかんないですけど、よく出てくる話で、駐車場の狭い現在の師崎サービスセンターを、もちろんこれは地元と協議した上ですけども、1階に持ってくるとか、例えば支所として機能すれば、職員がいる時間も当然多くなるのだから、災害時にも対応しやすいんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

貴重な御意見ありがとうございます。

ただいま師崎のサービスセンターを、例えば今の師崎避難所の1階にという御提案でございます。先ほど、災害時の即座に避難所運営に取りかけられるといったところを考えますと、それも有効な手段、有効な考え方と思っておりますが、まず師崎のサービスセンターにつきましては、平成30年度、駐車場の確保ということで利用しやすいように整備をいたしますので、あと、サービスセンターという利用法をいたしますと、当然多くのお客様が来庁されますので、そうしますとやっぱり電気の問題、水の問題、浄化槽の問題ということで、当初、この施設につきましては、900人槽という浄化槽といったところがございまして、今まで使っていた状態で使いますと、維持管理費に3,000万、4,000万かかるということがございましたので、できるだけ避難所ということで、最低限の利用ということで、要は維持管理費を少なく抑えるために、この目的に絞ったということでございますので、よろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

確かに、避難所として町が購入したわけですがけれども、町の資産でもあるんですね、これね。これだけの建物ですもんで、師崎サービスセンターだけをどうのこうのということじゃなくて、やはり地元が使いやすいとか、町が使いやすいとか、何かいろいろあると思うんですけれども、これだけのものですので、有効に使う方法もやっぱり考えていただきたいと思うんですけれどね。これはいいです。

じゃあ2番目、お願いします。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問2-1、少しでも簡単に側溝のふたをあける道具と汚泥の処理について、町はどこまで対応できるかににつきまして、答弁させていただきます。

まず、側溝のふたをあける道具につきましては、1人で側溝のふたを取り外すことができる側溝ふた上げ機を平成30年度に購入する予定であり、建設課で使用するだけでなく、住民の皆さんに貸し出しをしていくものでございます。また、側溝のふたの開閉

が困難な箇所等につきましては、建設課により側溝清掃を実施する体制となっております。区の一斉清掃で発生する道路側溝の汚泥については、最終的には知多南部衛生組合の最終処分場へ持ち込んでいただくことになりますが、最終処分場の容量も限られていますので、可能な限り地区内での処理をお願いしたいところでございます。

なお、最終処分場へ持ち込んでいただく場合は、事前の相談と手数料の減免申請をしていただくことになります。また、個人でそうしたものを最終処分場へ持ち込む場合には、減免申請の提出は不要であります。軽トラックに半分程度というように数量を限定させていただいておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

(4 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4 番（小嶋完作君）

減免申請ですけれども、率はどれぐらいの感じと認識したらよろしいんですかね、半々とか。ほんの一部でしたら何も減免にもなりませんけど、これ。そこまで相談が行っていないですか。

○議長（藤井満久君）

環境課長。

○環境課長（宮地廣二君）

ただいまの小嶋議員の減免の率ということになりますが、毎年、町内各地区、地域におきましては、一斉清掃を年1回ないし2回行っておりまして、そんな中で、衛生組合のほう、クリーンセンターのほうへ持ち込む可燃ごみ、また不燃ごみ、または汚泥等ありますが、そういったものにつきましては、事前に減免申請を出していただいて持ち込んでいただくということで、各区のほうにはそういった作業をやる場合、そういったものをクリーンセンターへ持ち込む場合は、必ず私のほうへ事前にその申請書を出していただいて、私のほうからクリーンセンターのほうへ、いつ、こういった区がこういったものを持ち込むということでありますので、率ということでは、申しわけございませんが、一応、全地区においてはそういったことでやっておりますので、そこからの率といえども当然100%になりますので、よろしくお願いいたします。

(4 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

話がちょっと前後するんですけれども、今、環境課長の話されたのは一斉掃除、師崎でも当然一斉掃除を年にやっているんですけれども、他地区はどうかわかんないんですけれども、例えば側溝の掃除といっても砂とかごみとかあるんですけれども、場所は言わないんですけれども、地区によって、取っただけでにおうとか、ふたをあけるまでもないとか、そういうところだと、当然出てくるものが違うんですよね。住民はその辺が一番、僕も8カ月ぐらいになるんですけれども、区からも、それから地域の住民からも、内容的にはそういったことが物すごい多いんです。ただ、高齢化していますんで、われらにはやれないけど、どうしたもんだろうとか。

だけど、そこへ出てきたのが冒頭の通告書の文章なんですけれども、誰でも考えると思うんですけれども、出てきた汚泥の処理をどこへ持っていったらいいんだとか、区は引き取れない、じゃあ、業者に頼んでお金を払って持っていくかと、やっぱりそういう住民は認識なんですわ。その辺で、一斉掃除の場合と、ちょっと質問の仕方が悪いのかわかんないんですけれども、汚泥の極端なものがいろいろあるんですわ。そういうことを重点にちょっと質問させていただいておるつもりなんですけれども、ちょっと御理解いただけませんか、その辺で。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（柴田幸員君）

ただいま小嶋議員のほうから再質問をいただきました。

今、おっしゃられておりますのは、要するに住民の方、もしくは区の方が一斉清掃、もしくは自分のところの側溝等でおいがひどいものについて処理をしたときに、費用的なものとしましてどういうふうに対応できるかということでお聞きされていると認識しておりますが、それについてお答えさせていただきます。

先ほど建設経済部長のほうからも御答弁させていただきましたが、汚泥につきましては、最終的には町の最終処分場のほうへ持ち込んでいただくということになります。その場合に費用は発生いたしません。ただ、区がやる場合につきましては、減免申請というものを行って対応してくださいと。個人がやる場合は特に費用は発生しませんので、

そのまま持ち込んでいただいても結構ですが、基本的には、先ほども申しましたように、量的に余りにも多いのはちょっとできればというお話をさせていただいているところでございます。

費用はどちらにしても、これを事業者の方がやった場合には当然費用が発生いたします。ですので、その場合は、事業系のごみとして料金をいただくわけですが、区の方、または個人の方がやる場合につきましては減免申請、もしくはそういう形での料金は無料という形で対応させていただいております。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4 番（小嶋完作君）

厚生部長の今の説明で納得できました。結構です。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問 2－2、区が主体となって取り組んだ場合、補助金等の考えはあるかにつきまして、答弁させていただきます。

建設課においては、そのような補助金等はありませんが、環境課において環境美化清掃活動啓発報償としてお支払いする制度があり、地区一斉清掃に係るものとして町内全区へ、また別に農道や水路の環境美化として関係区などへお支払いをしております。

なお、平成29年度実績としまして、合計で188万8,800円となっております。以上でございます。

(4 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4 番（小嶋完作君）

1 番目の質問も、2 番目もちょっと重複な感じも出てきますが、地区にも当然、これは何遍も言うようですが、一斉掃除の例えば側溝の落ち葉とか、そういった部類のものと、地区によって当然違いますよ。側溝をあげなくて掃除で出てくるごみとやっぱり

違うんですよね。

何遍も言うようですし、においを伴うところだったらば、もう考えただけでわかるんですわ。そういった意味のことで、例えば2番目の質問なんですけれども、やるかやらないかは別にしろ、例えば区が主体となってやった場合、区長さんをはじめ、駐在員の方も、僕もですけれども、手伝おうと思うんですけれども、何せこの年ですんで力仕事に弱いです。そうなってくると、消防団の方に協力していただけないかとか、やっぱりそういった面も当然出てきますよね。そういった場合に、例えば消防団の昼飯代とか何かでも、当然常識的な範囲で、ただ御苦労さんというわけにはいかないと思うんですよ。そういったわけでもう別枠で、環境で美化にも貢献することだし、そういったもろもろの意味合いですけど、うまく言えないんですけれども、そういったことを含めて、区がやった場合に、地区によって、場所によって考えればもちろんいいんですけど、その辺、別枠で考えてもよいではないかと思うんですけど、町長、その辺はどうでしょうか。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

今、小嶋議員の質問を総体的にお聞きしておりますと、基本的に全てのごみや何かは行政が本来きれいにすべき責任があると思っております。ただ、地域の方々が区を含めまして、今協力をしていただいておりますということに関しまして、年2回程度、おおよそその区がやっていただいておりますが、それに対しては、処分費に対しては無料、そしてそれに対しての報償をお支払いしているという流れで、今地域のそういうごみの問題に対しまして、町民の力をおかりしておりますということに関しては感謝しておりますのでございます。

その中にありまして、高齢化が進み、なかなか地区の掃除に出てこれられないということが、たまたまある1区だけの場合にどうするかという問題については協議をせないけれども、おおよそ全体の区におきましては、今のところ努力をしていただいておりますという認識であります。よって、個々の、例えば自分のところの前の側溝にすごくにおいがきて、それを出さないかんというものに対して個人がやられた場合は、当然それは衛生組合のほうの処分場でお引き取りをさせていただくと。軽トラックを使えないなら、それをお貸しできる制度もつくってございます。区でやるに関しまして、今後、そ

ういう高齢化の中でなかなか一斉清掃ができなくなってきたという環境があった場合、一度、区を通していただきまして、区長の連合会もございますので、そういう中で声をお聞きしながら、どう対応していくんだということは考えていけない現実がもう来ているのかなということを今、小嶋議員の質問の中で感じました。がしかし、可能な限り、おおよその区で頑張ってもらいたいという希望的な思いは当然持っておりますけれども、どんな応援ができるのかなということもあわせて、今回の質問を重く受けとめさせていただきます。

(４番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○４番（小嶋完作君）

最後に一言というか、私も議員８カ月余りになりますが、建設課長をはじめ、職員の方の対応の早さ、すぐできる、できんというのは当たり前の話なんですけれども、回答の早さ、議員としても、町民としてもとてもうれしく思いました。相手にできるだけ回答を早くするということが一番私は大事なことだと思います。聞いても、いつまでも回答しないというのは一番いかんことです。その辺、８カ月ぐらいずっと見ていただいて、本当によく感じました。議員だからでなく、区からでも、町民からでも同じような対応をお願いしたいです。

以上で一般質問を終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、小嶋完作議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。休憩は11時10分まで。

〔 休憩 １０時５８分 〕

〔 再開 １１時１０分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

７番、服部光男議員。

○７番（服部光男君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、壇上で一般質問をさせていただきます。
内海川の治水に関する将来設計について。

私たちを襲う災害には、南海トラフに代表される地震、津波災害と、1年間に複数回もの来襲を危惧される風水害があります。過去には、国内で最大被害の伊勢湾台風がありました。伊勢湾台風後、この地域でも堤防の復旧、水門の設置等の整備が進められましたが、昭和49年には、当時としては記録的な最大時間雨量72ミリ、24時間雨量146ミリを記録した豪雨災害により、南知多町全域で床下、床上合計756戸の被害を受けました。この災害を機に、内海川も、上流、下流において年超過確率10分の1規模の降雨目標（時間雨量60ミリ相当）を設定し、河川改修を進めてきてます。また、愛知県は、愛知県河川整備計画流域委員会を設置し、学識経験者、関係住民の意見を反映し、地域住民にも2度のアンケート調査を実施し、河川の改修に努めてきました。しかし、平成24年9月には、台風17号の接近に伴う高潮と降雨が重なり、内海地区では、浜田川流域及び地盤の低いところで浸水被害が発生しました。そのときの記録が最大時間雨量72ミリ、24時間雨量116ミリであり、流域委員会も河川改修目標を急遽10分の1確率（時間雨量60ミリ相当）から30分の1確率（時間雨量77ミリ相当）に引き上げました。

ここで、内海川流域の概要を調べてみますと、流域面積全域から山林、田畑を除くと、市街地割合が10.2%であります。すなわち、全域で降った雨が10.2%の市街地に集中します。この集中した水による浸水被害を未然に防ぐのが治水事業であります。気象全般を取り巻く環境も地球規模での温暖化が危惧され、海水温の上昇に伴う台風の巨大化、上陸寸前まで衰えない現象が既に起きております。台風以外でも、短時間強雨の発生回数は年ごとに増加し、2017年1月から11月の間でのアメダス観測統計で、時間雨量50ミリ以上の降雨が251回、80ミリ以上が16回も観測されています。住民の不安をなくすためにも、この地域の治水に関する質問を上流部、中流部、下流部と分けていたします。

1 番、内海川上流部の改修について。

内海川の支川である内福寺川との合流地点が楠橋近辺です。内海川本流と内福寺川との合流をスムーズにするために、合流部には中堤（導流堤）が設けてあります。この中堤ですが、昭和43年の都市計画図で確認しますと、現在の楠橋付近から現在の名切橋下流まで伸びており、結果的に楠川の排水は内福寺川に接続していました。その後、昭和49年から51年にかけての河川改修、楠橋のかけかえ等により、中堤は現在の楠橋下流約50メートルほどに短縮されたことにより、楠川の排水は、水量の多いときは楠川への逆流が確認されています。

現在でも、地域の自衛策として、台風、大雨のときは楠区の議員たちが交代で水番を

し、逆流が始まると水門を閉め、内水氾濫に備えるため、海拔の低い家に連絡をする等の自衛策で地域を守っていましたが、昭和49年6月以降、楠地区、名切地区で多くの家屋では浸水被害を受け続けています。平成26年の愛知県河川整備計画アンケートでも、住民の声は愛知県にも届いているはずで、平成26年2月に行われた流域委員会議事録にも、楠川近辺での堤防道路を越水したことが残っています。

そこで、楠川の円滑な排水方法を改善するために次の質問をいたします。

1－1、導流堤の名切橋付近までの延長を検討できないか、または楠川排水部、水門上流部への導流堤の設置はどうか。

1－2、（1－1）の延長や設置以外に、改修に関する基礎調査をしてはどうか。

1－3、楠橋近辺越水防止の堤防かさ上げはできないか。

2番、内海川中流部の改修について。

内海川の支川である塩田川流域の水の流れを調べてみると、阿麻池、福谷池を主な流域としています。福谷池の水は福谷川を経て塩田川へ、阿麻池水系は内海中学校脇を通り、名鉄内海駅南の暗渠をくぐり、北脇区内を通り塩田川へ注ぎます。山からの水、中学校近辺、内海駅近辺の水が北脇区の住宅街へ押し寄せ、内海駅南東付近、暗渠の通る地域で浸水が起きています。間もなく平成が終わろうとしている中、昭和の時代から起きている浸水被害であり、町の対応として早く手を打っているべき事案です。

そこで、中流部の改善提案として次の質問をします。

2－1、山からの水は、住宅に流れ込む前に処理するべきであり、改善案として、中学校南交差点より県道を東進、塩田川へ流下させるバイパス水路の設置をしてはどうか。

3番、内海川下流部の改修について。

浜田川流域は海拔が低く、大雨がなくても大潮であふれる地域です。大雨と高潮となれば無条件で浸水被害が起きています。海拔ゼロメートル地域で身を守るには、堤防で周りを囲み、水門及び貯水施設を整備し、ポンプで排水という図式が浮かんできますが、一方で、山からの水は、2つの大池、下別所池、西池田池、それぞれから伸びた都市下水路により浜田川へと流下します。内水の処理も必要となってきます。大潮対策としては、内海川堤防のかさ上げ、過去には存在していた水門を設置し、適切な管理をすることにより外水を遮断すれば浸水被害は減少すると思います。浜田川流域は、内水、外水を同時に処理する問題を抱え、複雑な整備を要求される地域ではありますが、治水の観点から次の質問をします。

3－1、内海川との合流地点に水門を復活してはどうかと思うが、設置によるメリット・デメリットは何か。

3－2、内水氾濫に対し、排水能力の低い浜田川へ上流の水（山からの水）を入れたくないが、2つの池からの水を何らかの方法で迂回させる可能性、方法について検討したことはあるか。この地域での改修は、抜本的な方法での解決策が必要と思われるが、県を含めての検討はしているか。

3－3、現在、下別所池、西池田池の水はそれぞれ都市下水路により浜田川へ流れるが、流域委員会でも指摘のあった上流を整備した結果、雨水が集中的に流下する原因にはなっていないか。

以上、壇上での質問は終わりますが、再質問については自席にてやらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1－1、導流堤の名切橋付近までの延長を検討できないか、または楠川排水部、水門上流部への導流堤の設置はどうか、御質問1－2、1－1の延長や設置以外に改修に関する基礎調査をしてはどうか、御質問1－3、楠橋近辺の越水防止の堤防かさ上げはできないかにつきましては、関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

まず、導流堤とは、流水の方向や速度を一定に保つための堤であり、それにより土砂の堆積を防ぎ、流路を維持する目的で設置されるものです。昭和43年当時、この箇所にあった導流堤について愛知県に確認したところ、当時の写真から、かなりの断面積を有する土の堤があったことが確認できました。そして、昭和49年6月の洪水による大規模な浸水被害を受けて、昭和49年から昭和51年にかけて上流部の河川改修を行ったことにより、今の名切橋付近まで存在していた導流堤を現在の位置まで撤去し、河川の流下能力の向上を図ったことで、河川改修の効果が出ているとの回答を愛知県からいただいております。

議員御提案の導流堤を現在の名切橋付近まで延長することについてですが、延長すれば、その区間において川の流れが速くなり、土砂堆積が少なくなることで川の流れがよくなる効果はあります。しかしながら、愛知県に確認したところ、導流堤を設置すると、

現況より内海川の流下断面積が減少し、流下能力が低下することから、新たな浸水被害の発生につながるおそれがあるとして、県としては考えていないとの回答をいただいております。

また、楠川排水部、水門上流部への導流堤の設置についても同様の考えでございます。

次に、その区間の改修に関する基礎調査ですが、既に調査を実施しており、その調査結果に基づき、平成28年6月に作成した内海川水系河川整備計画により整備を進めていく考えのため、改めて基礎調査を実施する予定はないとの回答を県からいただいております。

なお、内海川上流部の改修につきましては、名切橋から楠橋付近の区間において、1メートル程度の河床掘削などを行うこととなっております。この河床掘削を行うことにより、楠川の流れもよくなる効果があるので、愛知県と連携し、現在、下流から進めている河川整備計画に基づく河川の改修事業の進捗を図ります。また、楠橋付近の堤防天端高のかさ上げは、既に計画天端高となっているので、堤防のかさ上げの予定はないと愛知県から回答をいただいております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

堤防のかさ上げは勘違いしておりました。

導流堤に関しましては、現在の工法では、河川の断面積を圧縮するほどの設備がないように思います。むしろ、流速を上げて、土砂の堆積がなくなるということは、内海川の河口に採用してほしいような思いがあるぐらいです。改修に関する基礎調査についてですが、これは河川そのものではなく、楠川の接続部に導流堤とか、そういったものを設置したときにどのような流れになるかを一度調べていただきたいということの思いでございます。

また、河川の流れを阻害するような構築物は設けないという原則はあると思いますが、調べましたところ、水勢というか、水の勢いをちょっと殺すといういろいろな設備もあるようなことも調べさせていただきましたが、私の質問の趣旨としましては、楠川の排水をいかに円滑にしていくということでございますので、ぜひその辺を御理解していただきたいのと、また内海川の管理というのは愛知県が管理していると認識しており

ますが、例えば町の管理ができる楠川との境というのは、厳密にどこら辺に設定してみえるということでしょうか、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、服部議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

まず、内海川の管理の関係でございますが、服部議員さんの言われるとおり、愛知県でございます。

また、調査の関係でございますが、調査手法とか工法につきましては、ちょっとこの場で判断することができませんので、議員のおっしゃるような事例もあるとして、愛知県のほうにちょっと相談をさせていただきます。また、楠川の関係でございますが、内海川の護岸に至るまでが楠川となっております、南知多町の管理河川となっております。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

また、調査もやっていただきたいのと、町の管理が楠川ということで、その辺の狭間、境を一遍確認しながら、いろんな御相談にまた乗っていただけたらと思っております。

次に、もう一つ、上流部の問題で、上流の水はなるべく時間をかけて流下させるというのが大原則だと思いますが、以前、昭和49年のときもそうなんですが、私たちの地域が大幅な浸水したときに、内海高校からの水が随分大量に、そして早く出水してきた。地名でいいますと、鈴ヶ谷の県道を濁流のように水が流下するのを確認しました。そしてまた、その近辺も以前は田んぼへおりていたんですが、その地域もまたソーラーができたりとか、いろんなこともなっております。

そういったところで、上流部での遊水地対策も必要になると思われませんが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

内海川の河川計画につきましては、内海高校付近の流量まで計算に入れた結果でございまして、改修が完了すれば、30年に1度の確率の雨、つまり時間雨量77ミリ相当の雨では内海川は氾濫しないと考えております。ただし、将来、上流部の新たな開発や土地利用の変更に伴い、河川計画における流量見直しが必要となる場合もございます。その際は、現在計画している遊水地の拡大などの対策が必要になると考えております。以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

内海高校近辺からどことは、もう特定はできませんので私もわかりませんが、やはり地域の人に聞いても、高校ができてから大水が来たよねというのと、今までにないような県道を大量の水が流れるというのは、大変大きなといいますか、主要な原因と思われますので、また今後、その地域での、大雨のときの調査というのは危険を伴いますが、調査も含めた形をやっていただけたらと思います。

メッシュで、この地域にどの面積にどれだけの雨が降ったときにどれだけ流れるというのは机上の計算で出るとは思います。やはり現実的に、その水がどのスピードで出るかというのが一番の大きな浸水の原因になると思いますので、ぜひその辺の調査も含めて今後やっていただきたいと思います。

次の質問、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問2-1、塩田川へ流下させるバイパス水路の設置をしてはどうかにつきまして、答弁させていただきます。

塩田川における流域は、阿麻池、福谷池周辺であり、大きく2つの流域範囲となっております。このうち、御指摘の水路ルートに当たる阿麻池水系につきましては、大部分は暗渠水路で、内海中学校付近からバイパスを南下し、内海駅の南側を横断して塩田川へ合流するルートとなっております。改修以前は、開口式の水路となっていたものの、狭小の道路事情を踏まえて、暗渠埋設型の水路へと改良を行った経緯がございます。そ

の際、流域面積の雨量等を想定し、水路への流下量を勘案して、現在の水路断面を決定したものです。

しかしながら、たび重なる家屋への床上浸水などが発生しないよう、対策を講じる必要があると考えております。今後、浸水被害の原因調査や議員のおっしゃる水路の新設ルートを検証を行い、あわせまして相当数の雨量が予想される場合は、地元と連携して阿麻池の水位調整を図るなど、ソフト面の対策を実施してまいります。以上でございます。

(7 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

早速の新設ルート、予算とかいろんな兼ね合いもあると思いますが、どうしたら一番いいのかという意味での調査をぜひ実施していただきたいと思います。そして、その際に、以前にも御相談に伺ったときに、駅の南の暗渠の能力、キャパシティーがあるんだけど、そこへ水が入っていくのかどうかというちょっと論議もさせてもらったこともありました。

ということで、北脇地区の浸水されたところの地域のちょっと聞き込みも先日行ってまいりました。すると、暗渠でずうっと来ていまして、開口部になる近くの方なんですけど、やはりオープンになったところ全体から暗渠のところまで含めたところが水がどっと、昨年の秋の大雨でも水が来たということで、これはもう完璧に暗渠の能力を超えているなというような確認もさせていただきました。記録によりますと、過去にも、時間雨量として72ミリ以上のものが複数回確認されております。冒頭にもお話ししましたが、やはり温暖化、いろんな影響で台風での影響等も大変あります。ということで、新設ルートの検証というのをぜひ前向きに検討していただき、コストパフォーマンスのいろんな検証もしていただきたいと思います。

次、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは続きまして、御質問3－1、内海川との合流地点に水門を復活する提案をす

るが、設置によるメリット・デメリットをどのように捉えているかにつきまして、答弁させていただきます。

まず、以前設置されていた水門につきましては、かつて浜田川流域の低地水田の塩害防止のため、大きなメリットがあったと考えております。今では、区画整理事業等により宅地化が進み、水田面積は大幅に減少し、そのメリットは以前に比べ縮小したものと考えております。しかしながら、近年、浜田川流域における低地ではたびたび氾濫が発生しておりますので、内海川からの水の逆流防止策として、水門の設置を現在検討中でございます。

デメリットにつきましては特にございませんが、水門設置後の施設運用やメンテナンスなどの維持管理費用が発生します。以上でございます。

(7 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

これはありがとうございますと言うしか言いようがございませんが、水門の設置は本来に望むところでございます。

私もいろんな調査をした中で、河川の流域委員会の議事録を調べた際にも、水門を設置したらどうかというような提案が入っている議事録がありましたが、これは県の指示があつてということでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

水門設置の検討につきましては、県からの指示ではございません。以上でございます。

(7 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

ということは、町独自でそのような判断をされたということは大変ありがたい前向きなことで、ありがたい判断と理解しております。

これは、何をやったらよくなるんかというのは、調べれば調べるほど、私も悩ましい

問題と理解してまいりましたが、まずは外水対策、大潮、高潮のものを防ぐだけでもかなりの効果等がありますが、水門近くも、先回かさ上げ工事をやってはおりますが、その周り、いろんなところからもやはり水というのは入ってきます。中橋の改修も今後の課題であると思いますが、あの近辺も大変低くて、前回の大雨のときには土のうで対応していたように記憶しておりますが、できることはそういった形で、まずは外水が入らないようなかさ上げ等を含めて、全体的な対応をしていただきたいと思います。

次、お願いしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問３－２、２つの池からの水を何らかの方法で迂回させる可能性、方法について検討したことはあるか、改修は抜本的な方法での解決策が必要と思われるが、県を含めて検討はしているかにつきまして、答弁させていただきます。

２つの池の水系である西池田池及び下別所池の水系は、それぞれ都市下水路を経由して浜田川へ合流します。近年における河川の氾濫は、下別所池水系の低地部分において発生しております。当面は、氾濫箇所周辺の堤防のかさ上げを実施すると同時に、ため池の水位調整によるソフト面での対策を実施いたします。そのため、２つの水系の迂回などの浜田川の抜本的な対策は現在のところ考えておりません。

次に、浜田川流域の内水氾濫につきましては、愛知県が事業実施中の内海川河川改修により、浸水被害の範囲は大きく縮小、改善されており、今後の内海川河川整備の完了により解消されるものと考えております。よって、内海川改修計画の早期完了に向けて愛知県と連携し、事業の進捗を図ってまいります。以上でございます。

（７番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○７番（服部光男君）

先ほどからも大変悩ましい問題だと言っておりますが、浜田川流域、特に山のほうへ向けてということですが、あの地域も昔は田んぼがいっぱいあった地域で、池からの利水、そういった地域になっておりましたが、今や埋め立てが進んで住宅地域になっております。そして、昔は農業用水だったところも、２つの都市下水路と名前を変えて整備

されておりますが、これは当然、底張りをしたりということで、水がやっぱり上流から下流に一気に流れてくる、それによる内水氾濫という要因もあると思っております。この問題に対しても、冒頭の質問でもしましたが、抜本的な改革といいますと、川西地区に川をもう一本つくったらどうだというぐらいの提案をして通るかどうかは別なんです、やはり経済的な要因を排除したとして、単純に水の流れだけを考えたときには、プロである執行部の方たちでどのような考えをされるかをちょっと教えてください。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、服部議員の御質問に対して答弁させていただきます。

議員のおっしゃるように、川西地区にもう一本川を通すことが可能であればですが、より円滑な排水ができると考えておりますが、やはり多大な建設費用がかかる上、用地等の買収などの問題もございます。やはり現実的には大変難しいと考えております。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

先ほどの水門とか、いろいろなもので前向きな返答をいただいておりますので、調子に乗ってもう一本つくりましょうという回答が出るかなと思いましたが、これはちょっと残念な回答だったと思います。ですが、複合的な形で、まずは水門をつくる、それを上手に使う。いろんな意味で、ハードとソフト、両面を使い分けながらの解決が必要になってくるかと思えます。

そして、ため池のソフト的な使い方というのは、前の議会でもそうですし、過去にもいろんな議員さんがたびたび同じような質問を取り上げております。それだけ重要な案件だと理解していただいて、前へ進んでいただきたいと思いますし、今言われたお金を考えなければ、もう一本つくるのがふさわしいんじゃないかという思いの中で、一本の川をつくるに値するような、例えばどこかでポンプ排水も必要になってくる可能性も出てくるでしょう。また、そういった一本の川の分ぐらいを下へおろさないという先ほどのため池の管理、そういったものも複合的に必要になってくるかと思いますが、また一

緒になって検討していきたいと思います。

次の質問、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問 3－3、流域委員会でも指摘のあった上流を整備した結果、雨水が集中的に流下する原因にはなっていないかにつきまして、答弁させていただきます。

御指摘にございます上流整備に起因した下流部の流量集中につきましては、上流部の整備に対応した下水路や河川整備が完了しております。浸水被害につきましては、高潮時に逆流する海水による影響が大きいものと考えており、降雨による流量集中のみの原因とは考えておりません。したがって、さきにも述べたとおり、内海川の河川改修を進めることで浸水被害は随分解消されるものと考えております。以上でございます。

（7 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

計算上はいろんな形でできると思いますが、先ほどより、内海川の河川改修が完了すれば、ある程度のといいますか、完全にとすることは多分出ていないと思いますが、ある程度改善されるし、今でも以前と比べればよくなっているという声は聞かされるという言い方は失礼ですね、教えていただいておりますが、この河川改修の計画をちょっと調べてみますと、理論上の流出量、流下量は、川の拡幅及び川底の掘削等を整備した上で、ここからが大事ですが、遊水地の整備により調整とあります。これは数字もはつきり出てきております。毎秒30立方メートル、毎秒30トンの水を何らかの遊水地で調整することにより、川を下る流れ、水を内海川の改修によって何とか賄う、それで海へ放出するということがあります。ということで、この遊水地の設計というのも大変なものだと思います。実際は、プールの何十倍、何百倍のものをつくってやるというのは、価格、予算的にも大変なものであり、多分この南知多財政で、余り言うてはいけないかもしれませんが、時間のかかる問題だと思います。

ですが、同じ川へ流れる水をコントロールするのに、私が考えるのは、中流、下流でコントロールするのか、上流でコントロールしても同じだと思うんですが、上流からの

水が減ってくれば、それなりに少ないしということで、この遊水地の設置を、上流にたまたまある田んぼの耕作放棄地、ああいったものを設備化するような形で有効利用ということで、遊水地に利用するというような考え方はあるのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

内海川の河川計画におきましての遊水地の具体的な位置につきましては、これからの検討となっております。この検討の際には、町から上流部の耕作放棄地の利用を含めまして、県と調整を図っていきたいと考えております。以上でございます。

（7 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

ぜひ、お金をかけずに有効に解決できる方法を、町民なり何なりからの意見を吸い上げるような、またそのような会もあってもいいですし、私たちもなるべく住民と接したときに、ある程度テーマを持って意見を吸い上げるような形も今後つくっていききたいなと思いますので、一緒になって進んでいきたいと思います。

それと、もう一つ、大事な、これはお願いになると思いますが、浜田川周辺の調査をしている中で、内海小学校の下をくぐっている暗渠があります。あれもかなり、暗渠という性格上、中へ潜って調査するというのも大変だったんだと思いますが、校舎の下もくぐっておりまして、その近辺のところでも、ちょっと異常じゃないかなと思えるような兆候も出ておりますし、ぜひこれは子どもたちが毎日通学し、その上で遊んでいるかなということを考えますと、早急なまずは調査を実施していただきたいと思いますが、その辺の前向きな御回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

内海小学校の調査の件でございますが、建設課としましては、子どもたちの安全のためにも、学校教育課と連携しまして調査してまいりたいと考えております。以上でござ

います。

(7 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

住民の安心・安全もそうですが、やはり将来を担う子どもたちの安心・安全、保護者の方たち皆さんの意見も当然そこへ集中すると思いますので、早急な調査をしていただきたいのと、その追跡調査といいますか、回答もぜひ後ほどまたいただきたいと思いますので、早急な調査をお願いしたいと思います。

細かい質問もたくさんございますが、治水は本当にお金もかかります。また、南知多町独自でやれるものではないと思っております。ですが、最終的には、浸水によったり、また土石流とか、そういったものがないだろうとは思いますが、経済的、精神的な苦痛をこうむるのはやはり住民だと思っております。ぜひ、住民が逆に利益をこうむるような視点で、この治水ということに取り組んでいただきたいのと、町独自で、やはり県にいい顔をするのではなくて、南知多町がにらまれるぐらいの意見もどんどん出していきながら、積極的に進めていっていただきたいと思います。

大変な問題をあれですし、これも今後、多分一、二年を見据えたというような問題ではないと思います。5年、10年、30年、50年先を見越した方針、バックボーンが必要だと思います。ということで、このトップにおられます町長の思いというのをちょっと最後に聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

服部議員の質問に対しまして、同じ地区に住んでおる者として、内海地区の地形そのものが悩ましい、治水に対して厳しい状況にある地域だということは認識をいたしております。

まず基本は、担当がお答えさせていただきましたように、内海川の河川改修工事、これが治水の根幹となるものでございまして、下流部から着実に、町民の皆様の御理解と御協力を、深い御協力が要るわけでございますが、いただきながら、30年かかると言われておりますものをできるだけ早くするよう努力してまいりたいと思っております。10

本以上の川が流れ込む内海地区の重要な河川でございますので、まず根幹をしっかりとすることが一番にあるかなと思っております。

そして、上流部からゆっくり出るような工夫をせないかんじゃないか、あるいは遊水地、調整池に近いようなものを耕作放棄地を使ってやればいいじゃないかとかいう御提案についてでございますが、本当にそのとおりの部分がありますが、実は、今においても、例えばソーラーにつきましても、山が裸地となる、裸になってしまうということで、それをとめるということはなかなか難しいということがございまして、どんどん治水に対して厳しい条件が文明の利便性を高めるというか、文明を高めるというか、あるいはできるだけ経済的な効果を皆さんが土地から得たいという中であることをとめることもできません。

そんな中で、いま一つ、異常気象に基づきまして、ゲリラ豪雨と言いますし、それから想定をしていないほどの震災が来るという中で、新たなステージでの治水対策、あるいは防災対策も迫られていることを承知はいたしております。

そんな中で、全てハードで施設を持って治水するのかということに関しまして、今の議論の中で、常に我々が言う言葉でつらい思いをしながら言うわけでございますが、経済的な問題、社会的な問題、あるいは自然環境の問題を含めまして、悩ましいところがあると、実現に対して厳しいところがあるということはお伝えさせてもらっております。

ただし、実は一つ資料を、議員も御指摘されましたが、今まで我が町にとりまして、伊勢湾台風が最高の被害が出ておるわけです。そのときの1時間当たりの雨量は20.9ミリ、24時間の最大雨量は97ミリでございましたのにもかかわらず、2,251の床下、床上浸水があったのが伊勢湾台風であります。ところが、今、御指摘いただきました昭和49年の豪雨は1時間で72ミリも降ってしまったと。24時間では146ミリ、14センチ6ミリの雨が降ったと。そのときの被害が756になっておるわけです、床下、床上がですね。近々の私が就任してからの平成24年9月の台風17号、これにつきましては、同じ72ミリ降って、24時間で11センチ6ミリ、116ミリの雨量が降ってございます。そのときの被害が55件でございます。少なくなったからいいというものではございません。常に被害を受けられる方は低いところにお見えになって、毎回毎回、議員がおっしゃるように、つらい、厳しい御苦勞をおかけしておるということでございます。

しかし、一つ一つ対策を練っていくということとともに、やはりさまざまな情報を我々ができるだけ早く、より多く、より深く正確な情報をお伝えするというところで、ま

ずは命を守っていただくというスタンスの中から、自助・共助・公助のお互いに相互理解を深めながら、役割分担をしっかりと果たしていきながら、治水の厳しさ、それも共有していただきながら、ともに努力をしながら乗り越えていかならないという問題だということを改めて認識させていただきました。しっかりと取り組んでいきたいという気持ちを表明させていただきます、答弁とさせていただきます。

(7 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

ぜひ、夢というか安心のある将来をつくっていただきたいと思いますのと、伊勢湾台風、雨が少なかったんですが、高潮の被害ということで、ちょっと別な意味の被害だったかなとは思っておりますが、確実な私も資料を今ここに持っておりませんので、それは突っ込みができませんけど、この事業、治水から考えると、田んぼをなくしちゃいかんという思いになるんですが、町の発展を考えると、田んぼを埋めて住宅地にしたい。この裏表をどういうふうにしていくかということを考えていったときに、治水も思い切った開発をして、周りが全部住宅になった、埋め立てができたと想定した思い切った対策を私もずうっときょうこの質問の中で訴えてきているわけでございます。

そして、たまたま内海川に関して質問をさせていただきましたが、これは豊浜、大井、いろんなところ全部のことをひっくるめた本来、治水という意味で質問はするべきかなと思いましたが、やはり得意分野でいろいろ調査した上での積み重ねた質問でいろんなお答えを聞きたいという思いがありましたので、特定の内海川という限られた質問になってしまいましたが、やはりため池の利用にしてもそうです。町からのトップダウンで全部これを指示するというんじゃなくて、水を利用している方、そして私たち住民が一緒になってやはり考えるべきことであり、そういった意味で、また町と一緒にため池の利用の方法、またそういったことも全部含めた上で、議員も先頭を突っ走って走りたいと思いますので、ぜひまた御協力をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で、服部光男議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。休憩は1時00分までといたします。

〔 休憩 11時56分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

失礼します。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、知多半島で5市5町で南知多町だけが選挙公報条例、規程がつくられておりません。このために、各候補者のさまざまな政策や公約、これがわからないまま選挙をするという、きつい言葉で言えばブラック選挙になっていると。選挙における町民の知る権利の保障、そして議員として、一人一人の町民に対してどういう南知多にしたいのかと、その思いを伝える責務は、当然、町長と議員の連帯責任であろうと思っております。南知多町の民主主義を大いに前進させるために頑張ろうではありませんか。

さて、私の第1の質問は、選挙公報条例の具体化の問題です。

平成29年9月の議会での南知多町の選挙公報条例設置に関する私の一般質問に、町長はじめ、総務部長の回答は以下のように答弁しております。

選挙公報は、当該選挙において有権者が各候補者の氏名、経歴、政見等について知る機会の拡充を図る有効な手段の一つと考えている。選挙公報は、各候補にとっては政策を広く有権者に示すことができ、有権者が各候補者の政策を公平に比較できる有効な手段であると考えている。また、選挙公報も発行することにより選挙の関心を高めることができる。

選挙公報の発行に関する条例の提案につきましては、民意の代表であられる議員の皆様や選挙管理委員会の御意見も伺いながら検討したい。南知多町長選挙で選挙公報を発行するためには、遅くとも平成30年9月議会で条例を制定し、予算措置をしなければいけない。選挙管理委員会で協議の上、なるべく早い時期に議員の皆様に御相談、御説明させていただき、御意見を伺ってまいりたいとしています。

以上のこれまでの見解をもとに、次の質問をさせていただきます。

1. 選挙管理委員会との協議をしておりましたけれど、昨年9月から、いつどのように協議をしたのか。

2. 選挙公報条例設置で、なるべく早い時期に議員との意見交換をするとの答弁であったが、まだされていない。いつ具体的に実施するつもりか。

3. 平成31年1月22日に町長の任期が終了する。遅くとも平成30年9月議会で条例を制定し、予算措置が必要としている。町長選挙で、選挙公報を発行するためにどのような具体的な手続及び計画を予定しているか。

2つ目の質問に入ります。

多目的トイレの設置についてです。

これは、榎戸議員とちょっとかぶりますが、若干観点を変えて質問したいと思っております。

避難所としての小・中学校及び保育園の多目的トイレの設置に向けて、南知多町の小・中学校のトイレの洋式化率は28.7%、これは平成28年4月1日付の文科省の調査ですので、現在、教育委員会が答えられたように30.7%だそうです。その当時、全国平均、県平均も40%台ということで、さらに恐らくもっと上がっているのではないかというふうに思われます。そして、美浜町のほぼ100%洋式化実現と比べると極めておくれております。特に、小・中学校は災害避難所として指定されており、障害者、お年寄り、乳幼児を抱える母子等が気軽に利用できる多目的トイレはぜひ必要であります。これは、南知多町の校長会からの要望書にも明確に書かれております。避難所対策から各小・中学校、保育園、最低1つは多目的トイレ、当然洋式トイレは導入し、多目的トイレも設置が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

3番、キャンプ代のバス代についてです。

小・中学校教育でキャンプ代のバス代・船代の全額補助を実現してほしい。

知多地方では、小・中学校のキャンプにかかわるバス代の補助は、南知多町以外では、半田市を除き全額補助となっております。現在、半額補助を義務教育の無償の原則から、教育委員会にお聞きしますと、約120万円追加補助すれば全額公費にできると、このような考えを述べられております。ぜひ、全額控除の公費負担と、そのようなことをすべきと考えるのがいかがでしょうか。

続いて、最後です。

学校部活動の改革についてということで、学校部活動の問題については、論議し出すと限りなくたくさんあります。しかし、ここでは、今回のこの3つの問題だけに限って提案をしたいと、このように思います。

現在、教職員の長時間労働の働き方を改善するためにも、子どもの健康管理からも学校部活動の見直しが必要です。安城市、小牧市、知立市などのように、南知多町においても朝部活全面廃止で教師も子どももゆとりある学校生活の開始ができるように、教育委員会としての通知を出す必要があると考えるがどうか。

2つ目、部活動は学習指導要領でも自主的・自発的な文化スポーツ活動だとしております。その立場から、南知多町においても子どもたちの部活動参加、不参加の選択の自由を保障すべきだと考えるがどうか。

3. 学校部活動の指導者配置で、県の制度を単独で部活動指導、大会へ引率指導を行うことができる部活動指導配置を県はことしから採用しております。それを積極的に教育委員会として応募し進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上、4点にわたって一般質問をしたいと思います。追加質問については、自席にてお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問1－1、選挙管理委員会との協議は、昨年9月から、いつどのよう
に協議したかにつきまして、答弁をさせていただきます。

選挙管理委員会では、昨年9月以降、現在までに3回協議を行っております。

まず、平成29年9月1日に開催されました平成29年第6回選挙管理委員会におきまして、内田議員から選挙管理委員会委員長宛てに提出されました南知多町議会議員選挙・町長選挙におきまして、公職選挙法第172条の2の規定に基づき選挙公報の発行と配布ができる制度（条例・規程）の設置を求める要請書について報告をいたしました。

また、選挙公報の発行につきましては、選挙管理委員会及び議会全員協議会における過去の協議と経緯を報告し、今後、選挙管理委員会で検討していくことを確認いたしました。

次に、平成29年12月1日に開催されました第11回選挙管理委員会におきまして、10月に行われた区長代表者会において協議されました選挙公報の区による配布方法の検討結果について報告いたしました。その内容は、区長による配布は短期間で確実に全世帯に配布するのは負担が大きいため、区長会としての対応は難しいというものでございました。この結果を受けまして、選挙管理委員会として、今後、配布方法についての検討を

していくことを確認いたしました。

次に、平成30年3月1日に開催されました平成30年第1回選挙管理委員会におきまして、事務局から配布方法の検討結果を報告し、選挙公報の発行について協議をいたしました。以上でございます。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

選挙管理委員会の中でも検討は進められていると、そのようなことを確認することができました。平成30年の選挙管理委員会の際の配布の要請については、その後の検討はいかがだったのでしょうか。それについて、もう少し詳しくお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（山下雅弘君）

平成30年3月1日に行われました選挙管理委員会での協議の内容についての御質問です。

細かいのでは、選挙公報の発行方法の検討について報告をして、協議をお願いいたしました。配布の方法につきましては、まず郵送による配布方法、これは阿久比町ですとか美浜町は実施しております配達地域指定郵便という方法があるんですが、こちらの方法につきましては、本町におきましては、町長選挙の期間が郵便局の配達指定郵便が実施できない期間に当たっているため、この方法は難しいという報告をいたしました。

あと、新聞折り込みによる方法もあるということで、こちらについても検討いたしました。武豊町で実施している方法であります。こちらについては、新聞をとっていない世帯があるというところで、それを補完する方法が必要であるというような検討結果です。

それから、シルバー人材センターによる配布方法、これは東浦町で実施しておる方法ですが、こちらについても検討をいたしました。シルバー人材センターのほうにお聞きしたところ、現在、大陸側では実績があるというところであります。島のほうについては、実績については今のところないわけですが、その配布方法について、シルバー人材

センターでは今協議中ということを報告しました。

あとは、区長さんを通じての配布については、区長代表者会での結果の報告をいたしました。区長代表者会では難しいというような回答をいただいておりますので、それを報告いたしております。

あとは、民間のポスティング会社への委託という方法も検討いたしました。こちらは、その民間の会社にお聞きしたところ、そういう選挙公報の実績はないというお答えと、配布日数、これが1週間ほどは必要だということでありました。

こういう検討結果を報告させていただく中で、御意見といたしまして、シルバー人材センターで実施できるとなれば、配布世帯の新聞折り込みよりは多くなるということで、あと手数料につきましては、民間のポスティング会社より安くなるというようなことの見解ですとか、あとは新聞折り込みの場合につきましては、日にちが限られるものですから、島へ持っていく方法、もしかしたら船が出ないということも考えられるということで、そこも考えないといけないよということですよとか、期日前投票、こちらが最近多くなってきているんですが、それには間に合わない可能性が出てくるというところの見解が出てまいりました。

結論としましては、シルバー人材センターで両島の配布が可能であるかどうか、それを現在検討中ということでございます。そちらの検討結果をお聞きした中で、さらに条例として制定するかどうかということを確認してまいります。

以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。

なかなか詳細な検討をしていただきまして、ありがとうございます。もう既に、平成25年、26年にかけて、町当局の皆さん方は条例制定に向けて、私、ここに情報開示で資料を持っておりますけれど、実際に公職選挙法のいわゆる168条、169条、170条で、どうしても配れない場合については新聞折り込みでもいいと、それは公職選挙法でも書いてあるわけですね。

確かに、南知多町においては、町長選挙が大変厳しい日程になっておって、シルバー

人材センターで配っていただければ一番いいし、なおかつ区のいろんな広報を配っているところで、もう一度お願いして、それで配っていただけないかということも、再度検討すべき課題ではないかと、そういうふうに今お聞きしておって感じました。さらにいい方法、その方法が見つからないから条例をつくらないということじゃ私はないと思うんですね。新聞折り込みでも最後はいいし、それから武豊町なんかは、新聞屋さんが全部に配るわけですよ。昔は、一部だけしか配ってなかったんですけど、私、確認しましたところ、新聞配達員の方が新聞を配っているんだけど、その地域のところに全部配っていくと、そういうふうなやり方で今も公報を配っているそうであります。これを一遍確認していただいて、新聞配達のそれぞれの部署を利用して住民に周知することができるんじゃないかと、そういうような工夫もぜひとも検討していただきたいと、このように思います。ありがとうございます。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは続きまして、御質問１－２、なるべく早い時期に議員と意見交換をするとの答弁であったが、いつ具体的に実施するつもりかにつきまして、答弁をさせていただきます。

選挙公報につきましては、当該選挙において、有権者が各候補者の氏名、経歴、政見等について知る機会の拡充を図る有効な手段の一つと考えておりますが、選挙管理委員会としましては、公明かつ適正な選挙の実施が確保できるかが選挙公報発行についての最大の課題となっております。そのため、配布方法につきまして慎重に検討を進めておりますので、議員の皆様へ御説明して御意見を伺うのは選挙管理委員会での協議終了後と考えております。

具体的にいつかという御質問ですが、平成31年１月22日任期満了に伴います南知多町町長選挙で選挙公報を発行することとなりますと、遅くとも９月定例町議会までに条例案を提出する必要があります。したがって、条例案を議会に提出する９月より前に、選挙公報の発行につきまして議員の皆様の御意見を伺いたいと考えております。以上でございます。

（５番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

るるいろんな説明をしていただきまして、本当に丁寧な努力をされているということ
はよくわかります。

既に、9月議会で明確になっておりました平成25年12月5日に、町として選挙公報を
発行する意思を示す当時の議員さんに対する説明文書を私は情報公開で知りました。今
ここにその文書を持っておりますが、当時の議員に対する説明文書を、本当に公報導入
を示す当時から積極的な町長の立場を大いに評価するものであります。

結局、平成26年2月26日の全員協議会で、その当時の議員の皆さんが、反対された方
が多かったために、このせっきくの条例案が上程されなくなったということがよくわか
りました。全く残念なことです。

石黒町長はじめ当局の皆さんは努力され、それを当時の議員の皆さんが、厳しく言え
ば潰してしまったと。返す返すも残念なことであります。

選挙公報の発行は、町民の立場からすれば、候補者の政見を平等に知る機会です。候
補者にとってみても広く知らせる機会でございます。憲法15条は、全ての公務員は全体
の奉仕者であって一部の奉仕者ではないとしています。例えば、私、内海であります、
内海のことを例えば政策の中で、エレベーターを内海駅につくってほしい、こういうこ
とをやっぱり政策に掲げて、それを島の方にもわかっていただく、そして豊浜の方にも
わかっていただくと、こういうことであると思います。例えば、日間賀島の渡船場が欲
しい、これも政策に掲げて、内海の方にもわかっていただく、豊浜の方にもわかってい
ただく。

先ほどの質問でもありましたように、新師崎のあたりが臭いと、やっぱり大変その整
備を必要とする、そういうことについても町全体にわかっていただくと。服部議員が質
問した内海川のことについても、あれは大変な洪水を生むと、だからやっぱりこれは整
備が必要なんだと、それを内海の人だけでなく南知多町全体に、選挙のときにどうい
う問題があるのかと、それを訴えるのが政策であります。そして、それが選挙公報で
す。一人一人が選挙中になると選挙ビラを発行することが、今の公職選挙法はできませ
ん。とんでもないことでございますけど、そういう現状なんですね。だから、一人一人

の皆さん方の考え方をよく知るといふ、そういう手だては、いわゆる公的な選挙公報しかほとんどないと言ってもいいと思われます。

そういう立場から、町全体に私たちは町長も、それから議員も、責任を負っているわけでございますので、町民が、その選挙の選択肢には、全ての候補者の政策や政見を知る機会がなくてはならないと考えます。限られたものであっても、それを保障するのが選挙公報の発行です。5市5町で唯一発行していないというこの汚名を、ぜひとも町長と、それからこの議員の私たちで南知多町の民主主義を大いに前進をさせていただきたいと、そのように思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

続きまして、御質問1－3、町長選挙で選挙公報を発行するために、どのような具体的な手続及び計画をしているかにつきまして、答弁をさせていただきます。

平成31年1月22日任期満了に伴います南知多町長選挙で選挙公報を発行することとなりますと、立候補者や有権者の方に周知する期間が必要となりますので、町広報紙やホームページ等でお知らせするとともに、立候補予定者には選挙期日の1カ月ほど前に行います立候補予定者説明会において御説明する予定でございます。そのためには、選挙公報発行に関する条例の制定及び予算措置が必要となりますので、遅くとも9月定例町議会までに条例を議会に提出するものと考えております。

条例を議会に提出するために、選挙管理委員会で協議を行い、選挙公報に関する条例案を策定し、あわせて条例で定めるもののほか必要な事項を定めるための選挙公報発行に関する規程案を策定いたします。

また、発行に伴います関係予算は、平成30年度当初予算には計上しておりませんので、補正予算をお願いするか、予算の流用などの予算措置をすることとなります。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

さまざまな手続が今後必要となるであろうと、そういうことが予想されます。

ここで町長に質問します。

町長選挙にひょっとして出られるかもしれませんので、その立場でお伺いしたいと思います。

また、ほかの方が町長選挙に出られるかもしれません。そういう立場からもお聞かせ願いたいと思うんですが、町長がこのまま自分の政策を皆さん方、選挙公報を発行せず、ブラック選挙のまま再び町長選挙をしようと考えているのか、いやそうではないと考えているのか、町長のその決意をお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

基本的に、町民の方にも、立候補をされようとする方にも、まず平等であるような選挙公報の配布ができるかというのが原点だと思っております。その公約をいかに多くの方にお届けするか、議員の場合は選挙公報しかないじゃないかとおっしゃる考え方は、私は少し違うと思っております。それは日々の、それに準備するそれぞれの個人の作戦でありまして、また、どうしてもこれをお伝えしたいという思いをどう伝えるかと、それは選挙違反にならない範囲でそれぞれが工夫することだと思っております。

1つ、先ほどの答弁の中で、前の議員さんたちが、私の選挙公報を準備したものを潰すという意味での議員の方々の全協の反対ではございません。そのときそのときの議員の皆様がどうあるべきか、具体的に公報を配るについてどうあるべきかという中で、そのときそのときの議員の一人一人が判断したものでございまして、私どもは、議員のおっしゃるとおり、できる規定でございしますので、これは。可能な限り町民の皆様、そして立候補者の皆様に数多くの平等性を持った交付の仕方ができることを追求しながら、もちろん前向きに取り組んでいくということに関しましては、議員とその部分は同じでございます。

よって、今回12月中になるでしょうね、来年の1月22日が私の任期満了でございます。それまでの間、いろんな思いを思いながら選挙公報という手段につきましても、9月目途にいろいろ議員の皆様方にも選挙管理委員会で検討したことに対しましてお諮りいただくことになると思いますが、それぞれの皆様方一人一人の良識の中で判断してい

ただきたい、それはあくまでもできる規定であるからやらないんじゃないなくて、できる規定であるからやる方向で努力をすると、そのことはお約束させていただきます。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。

積極的なその姿勢を生かしていただきまして、本当に同じ思いでございます。ぜひとも、南知多町のやはり民主主義を一步でも前進させる、そういう課題に取り組んでいきたいと、このように思っております。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問2、小・中学校、保育所の多目的トイレの設置につきまして答弁をさせていただきます。

多目的トイレとは、一般的に車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、例えば人工肛門などの保有者対応の設備、おむつ交換台、ベビーチェアなどを備えることで、高齢者、障害者、子ども連れなど、できるだけ多くの人が利用できるように設計されたトイレ、いわゆる「だれでもトイレ」のことを指すと理解をしております。

御指摘のとおり、町内9つの小・中学校と2つの保育所については、風水害等における避難所として指定されておりました、多目的トイレの必要性は理解できます。しかしながら、災害時の避難所用のトイレとしての機能を前提といたしますと、多目的トイレを設置するためのスペースの確保に加えて、停電・断水といった対策など、ライフラインの整備も欠かせないことになりまして、多額の費用が必要となると考えています。

本町の財政状況を鑑みまして、避難所としての非常時対応といたしましては、仮設トイレ、簡易トイレなどの備蓄を前提としつつ、小・中学校、保育所のトイレの洋式化などはそれぞれの施設の環境整備としまして、財源も確保しながら進めることになると考えています。以上であります。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

先ほどの南知多町の調査で、文科省の28年調査ですが、多目的トイレが2つあると、このように南知多町教育委員会が回答をしております。それは、豊浜小学校と日間賀中学校だというふうに言っておりまして、例えば、なかなか多目的トイレもさまざまな障害を抱えた方の、そういうような形ではなかなか全てに応ずることはできないかと思いますが、私がこの前、障がい者計画策定委員会の傍聴をしましたところ、社会福祉協議会のある方から、学校でいわゆる講演を車椅子の方にしていただくという機会があったと。しかし、そのときに、ある学校なんです、そのまま車椅子で入っていくことができないと、そういうことで大変困ったんだという、そういうようなことを障がい者計画策定委員会だったと思いますが、その社会福祉協議会の方が言われました。

これは、学校現場の中において、いろんな多目的トイレになるかと思うんですけど、少なくとも車椅子で入っていける、そういう場所があるということは、これは極めて教育的です。なので、非常ないろんな人工肛門に対応したような、オストメイトに対応したような多目的トイレをつくれとは言いません。しかし、少なくとも今の障害者や、それから授乳をする赤ちゃんを抱えたお母さん方や、そういう方が避難所として、それから障害者の方もそうです。どこかやっぱり空間として自分の場所を隠すことができる、そういう場所というのは、今、学校が避難所になっているわけですから、その施策というのはやはり優先的に進めていくことが必要じゃないかというふうに思うんですね。

実際に、豊浜小学校と日間賀中学校が多目的トイレがあると教育委員会が回答しております。この実態はどうなっているか教えてください。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

日間賀中学校についてと豊浜小学校についてとありますけれども、担当が答えたと思うんですけど、冒頭、私が説明した多目的トイレとは若干違います。ですから、そのトイレの中で車椅子が旋回できたり、そういったところではございません。ですので、あれですけれども、日間賀中学校の場合は、たまたま在校生にそうした子どもがいて、そ

の子のためにということで、教職員のトイレを改修して変えたと。ですから、教職員のトイレを大分潰して可能となったというところもあります。

豊浜小学校は、御承知のとおり新しく建てたというところもあって、そうしたところを1つ確保できた。それも十分な旋回スペース等も含めて、十分ではございません。ただ、現実的に今、議員のおっしゃるとおり、そういった車椅子対応のところができると、それはよろしいでしょう。しかしながら、そのために、どれだけのスペースを潰さないかんかと、子どもたちのですね。

ただ、榎戸議員の御質問のときにお答えしたところにもあるように、今の子どもの数に対してどうかという視点もあるので、今後、そうした視点も含めてトイレの改修について考えていくということになろうと思います。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ことしの申請で、文科省のほうに400万円の補助金を目当てに、日間賀小学校でしたかね、それがたしか申請してあると思うんですが、今、ことしの状況はどうなっていますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

今ちょっと資料がないのであれですけど、たしか日間賀小学校について830万ほどの費用がかかっておると、設計額としてあったというところで、400万以上になるのでというところで、国の建築計画と申しまして補助金の枠を確保するというところもあって、手は挙げさせていただきました。ただ、現在のところはまだ橋に乗っていない、採択できるので申請してくださいというところまで至っていないというところですので、平成30年度の建築計画の申し出が、恐らく通年ですと5月、6月にありますので、その時点でまた再度、手を挙げさせていただく。その中で、例えば30年度補正で枠ができたというお知らせをいただければ、補正でも対応していきたいというふうに考えおります。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

もう既に、教育委員会として洋式化トイレ、それに向けて努力をしていると、そういうことを確認することができました。ぜひとも、なかなか大変なお金です。多目的トイレに約1,000万円以上は、ちゃんとしたトイレをつくろうと思うとかかるようなものになっています。ただ、やはり今、障害者との共生の時代と、そしてどの人たちもやっばり一緒に、ともに暮らしていくと、そういう視点からいったときに、やはり災害時の、ただ仮設のトイレがあるからいいじゃないかというふうではなくて、やはりそういうスペースというのは、体育館の場所でも結構ですし、当面中学校だけでも結構ですし、そういう場所を工夫していただきたい、このように思います。

車椅子、つえをついた方、妊婦の方、人工肛門の方、赤ちゃん連れの方、小さい子どもを連れた方、その方たちが本当に安心して、何らかのときにそのトイレが使うことができるという、そういう設備を南知多町としてぜひとも工夫していただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問3、キャンプのバス・船代の全額補助につきまして、答弁をさせていただきます。

キャンプ（林間学校）のバス代に係る補助金につきましては、平成25年度まではバス代の30%の補助でありました。26年度に20%上乗せをさせていただき、バス代の50%補助に拡充をしました。翌27年度には、バス代の50%補助に加えまして、篠島、日間賀の離島の小・中学校における船代を全額補助に拡充をさせていただき、現在に至っております。

御指摘のとおり、本町はキャンプのバス代等について全額補助ではありません。本町の小・中学校については小規模校ということもありまして、1人当たりの町の補助額としましては、そのことだけとって見たときには、知多管内の他市町と大きな差はないと

捉えています。

もちろん保護者負担の軽減というのは、重要な課題だというふうに認識をしております。しかし今、本町の現在の小・中学校が小規模になっているということもあって、例えば児童・生徒1人当たりの町の学校教育費にとりましても、管内の他町と比較しまして、かなり高額となっております。今後、保護者負担の軽減のための条件整備も含め、検討していきたいと考えています。以上であります。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。

徐々に、南知多町もキャンプ代の補助等をふやしていただいているということを確認しております。

先日、町の教育委員会の方ともちょっとお話ししましたところ、なぜ全額補助ができないんですかと言ったときに、こういうふうな考え方をちょっとされていましたね。これはいかななものかとちょっと思ったんですが、要するに、両島は、両小の方は、いわゆる交流のまちがありますよね。普通の小学校の、ほかの小学校と比べて行く場所が違うと。だから、いわゆるバス代も違って来るから、だからそこは、一緒ならばできるんだけどというようなこともおっしゃってみえたんですね。それが、私は理由にはならないなあというふうにちょっと思っているんです。そこについてはどう思いますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

議員が他町と比べてどうかという御発言もあった中で、他町は全部行き先一緒ですよねというところの中で、篠島、日間賀も一緒にしていただけると他町と一緒にするので、条件的にはできない理由はないですよという中での発言だったと思います。

ただ、だからといって一緒にしない限りはずっと全額補助にしないと言っているわけではございませんので、これからの検討ということでございます。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

この交流、要するに姉妹町村というのがどんどんふえていって、子どもたちが、私もやったことありますけれど、それぞれの学校に来て交流すると。そうすると、その交流場所に行くというふうなことでキャンプで行こうかと、こういうようなことも当然予想されるわけですので、保護者の負担が多少はふえるというふうな部分が出てくる、また教育委員会の負担も出てくるということでございますので、ぜひとも前向きに、他市町が全額負担に向けて動いている今状況でございますので、努力をさらにもお願いしたいと、よろしくお願いいたします。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育長。

○教育長（大森宏隆君）

御質問4-1、朝部活全面廃止の通知を出すべきと考えるかどうかということにつきまして答弁させていただきます。

本町教育委員会では、平成27年1月に、町内の各学校に対して部活動時間の適正化について配慮を求める通知を出しました。これは、部活動について成長期にある子どもたちの体への負担や健康への配慮、また部活動顧問となる教職員の健康と在校時間の縮減を図るためのものでございまして、3点のお願いをしました。

まず1点目は、土曜日か日曜日のどちらかは部活動を休みにすること。2点目は、終日やらない、つまり1日中やるのではなく、半日程度で切り上げること。3点目は、毎月第3日曜日の家庭の日は部活動を実施しないことという内容でした。

朝部活につきましても、各学校の実情に合わせて、休止も含めて活動を工夫していただくよう校長会議や教頭会議で話してきました。その結果、試験的ではございますが、朝部活をやめている学校もありますし、部活動の休養日につきましても、各中学校において自主的に月曜日を休みにしているのが実態で、結果として週2日の休養日となっています。

御質問をいただきました朝部活につきましては、今後、国あるいは県から示される、仮称でございますが部活動指導ガイドラインを参考に、町教育委員会としての部活動に

係る方針を検討していく中で考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。

教育委員会としてのさまざまな教員の働き方や子どもたちの健康に対して、部活のあり方を模索しているということがよくわかります。ただ、現在、昨今の国や、それから県のさまざまな議論の中で、やはり朝から子どもたちを部活に寄せて、そして、ごくわずかな時間しかできないです、私もやったことがありますけれど。

それで、例えば、ある情報開示の文書によりますと、師崎中学校の部活動は、朝練習は7時半から8時10分になっているんですね。だけど、準備として7時から7時半に来ると。ということはどういうことになるかというと、先生はこの前に来るわけですね。6時台に多分恐らく来ていると思います。子どもたちも、恐らく7時から7時半ということは、恐らくこの準備ということを入れてあるということは、7時から8時10分までは練習だと、暗黙のうちにこのような、かなり厳しい時間だと思います。

ほかの中学校の部活動の活動計画もここにありますが、ほぼ同じような7時半から始める、集まるのは7時20分だとか、そんなようなことも各中学校ごとちょっと違いますが、しかしやはり、子どもたちがそれを、この時間に来ようと思ったときに、親さんはそれまでに起こして、そして、もし弁当があるときは弁当をつくらなきゃいけないし、それから食事をさせて出すと。

ある場合には、結局これは、長野県なんかでは朝部活はやめようということで問題になったことは、朝食をとらない子どもたちがいっぱい出てくると。だから、医師の立場からも勧告をしまして、それはやめるべきだと、こういうようなことが出てきたわけですね。

それで、もう既に今、愛知県の中でも、教育委員会にも資料をお渡ししましたが、もともとやっていなかった市もありますし、そして最近、初めて朝部活はやらないという市も出てまいりました。例えば知立市、そして安城市、そういうふうなところの文書も教育委員会にお渡ししてあります。

どのように言っているかというと、安城市の教育委員会は、起床時間が早く睡眠時間

が短い生徒が多い。朝食をとっていない生徒が割合が高いという結果が出ている。また、生徒のスポーツ障害の予防及び生徒のバランスのとれた生活の確保、さらには教員の多忙化解消の観点などから、部活動のあり方を見直す流れが社会的に高まってきている。これらのことから、生徒の生活リズムを適正化し、生徒が学習に集中でき、教員もゆとりを持って教育活動に当たることができる体制をつくるため、現在、市内の多くの中学校で行っている朝の部活動を取りやめることにしますと。これを保護者に対してしっかりと周知をしているわけでございます。

また、知立市においても、朝の健全な生活習慣の確立の面でも効果があると思う。だから、日課の工夫などで授業のない時間を生み出して、部活動の時間については、そこで確保するので朝部活は中止すると。このような形で出されております。

昨今、やはりいろいろな働き方改革で、教員の働き方も、それからあわせて子どもの健康管理の面からも、両面からこの部活動の問題については検討していかなければいけない問題です。やっぱり一部、朝部活をやめている学校があるそうですが、どこの学校ですか。

○議長（藤井満久君）

教育長。

○教育長（大森宏隆君）

秋から朝部活をやめておる学校は、豊浜中学校でございます。また、内海中学校は木曜日の朝部活もやめております。以上です。

（５番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○５番（内田 保君）

ありがとうございます。

豊浜中学校は、校長会長さんの学校でありますので、やはり積極的にみずから、今の働き方改革、こういうふうな部分も含めて、子どもたちの健康管理を含めてそのような決断をされておるんだろうというふうに想像します。

ぜひとも、豊浜中学校の校長さんだけの努力だけでなく、教育委員会として、やっぱり南知多町の子どもたちの健全な生活、朝の生活、それから親の生活、教師の生活、それを確保する上から、ぜひとも朝部活廃止の勇気ある数値を出していただきたい、この

ように思います。

じゃあ2番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育長。

○教育長（大森宏隆君）

御質問4-2、子どもたちの部活動への参加、不参加の選択につきまして、答弁させていただきます。

部活動は、中学校の学習指導要領の中で、学校の教育活動の一環として教育課程との関連が図られるよう留意することともされています。興味と関心を持つ分野に、教職員の指導のもと、子どもたちが自発的・自主的に活動を行うものでございまして、より高い技能や記録に挑戦する中で活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらすものと考えています。

運動部では、体力の向上や健康の増進を図ることもできます。学年を超えて組織的に活動しますので、協調性、社会性、連帯感、責任感を養うこともでき、将来に役立つ大切な活動と捉えており、現時点では選択できるようにするという考えはございません。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

大変教育に、教育長の発言は矛盾した発言でございまして、文科省は自主的・自発的な強制はしないと、これは1995年のスポーツ調査結果、文科省の調査の中でも結論として出してあります。

南知多町において、全員入部制とするというふうなことについて、かなり多くの中学校において掲げております。これは、各校の部活動方針を情報開示して集めた文書でありますけれど、やはり自主的・自発的と、子どもたちが本当に自由に選んで、そして私はこれをやりたいんだと、そういうようなことで選んでいくのが、これは教育課程外の活動でございます。だから、今の働き方改革の中の部活動改革の中でも、教職員がやらなくていい課題と、こういうように位置づけられています。

実際に、じゃあ誰がやるんだという、その議論はまた広がっていきますけれど、とりあえずさまざまな指導者を養成して、そしてそれをお願いするという、そういう立場が必要かというふうに思います。

なので、子どもたちの部活動の選択権の問題については、少なくとも自主的・自発的であると、強制部活じゃない、全員部活であるを書いてあるんですよ、ある中学校は。名前は言いませんが。ほとんどの中学校は全員部活にするというのを書いていないところもありますけれど、ほとんどは全員部活です。全員入部制とすると。この表現はやっぱり改めるべきじゃないでしょうか。

子どもたちが本当にやりたいと思って参加するならいいと思います。しかし、あらかじめ、もう生徒指導まがいの悪いことをしないためにやるんだと、その当時、私が中学校をやっていたから、そういう発想は大いにありました。そういうものではないと思います。本当に子どもたちがやりたいからやる、やりたくないからもうやらないんだと、それでいいんです、部活動は。その考え方を、しっかりと教育委員会としてやっぱりはじめをつけるということは大事じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

先ほど教育長が答弁をさせていただきましたように、確かに内田議員言われるように、部活動は自主的・自発的な活動というところに位置づけられておりますが、同じ学習指導要領の中で、部活動というものは、学校の教育活動の一環として教育課程との関連性を図られるように留意しようということも書いてございまして、学校教育の一環として取り組むという中で、各学校長が全員参加で、学校教育でやるんだから、全員参加で行こうという流れだと理解しております。

ただ、今後の取り扱いについては、議員も言われたとおり、国が今、部活動のあり方について見直しを進めておる、そのガイドラインを待って、その考え方を待って、また今後、部活動全体の町としての方針を定めていくように努力する中で考えていくということだと思っております。以上です。

（５番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

少なくとも、学校の方針として、ここに全員入部制というような、そういう表現は改めることはできませんか。自主的・自発的参加とすると。それで、子どもたちが入ってくるのはいいじゃないですか。そのような表現に、やはり根本的な考え方、自身はやっぱり学校方針ですから、これは。それは改めるべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

教育長。

○教育長（大森宏隆君）

部活動が全員参加ということでございまして、書いていない学校につきましても、部活動がやらなければならないという色を帯びておるという背景がございます。これにつきまして、子ども、保護者、地域の方々、教職員の思いもございしますが、教育的な意義を考えたときに、部活動のメリットのほうがデメリットを上回っているということもあるんじゃないかなあというふうに思っております。

部活動のメリットを申し上げますと、例えば、クラス経営とは異なった側面で生徒を見ることができる、生徒の多面的理解が得られやすい、また、生徒や保護者との深いつながりができること、生徒の人間的成長が期待できることなどが上げられると思います。

議員さんのおっしゃられましたように検討してまいりますので、先ほど教育部長も答弁をいたしましたけど、仮称でございますが部活動指導ガイドライン、こういったものを参考にして部活動のあり方を今後とも検討してまいりたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

これだけ紹介して、この問題については終わりたいと思います。

部活動はソフトテニスで、名古屋のある中学校では、自分は楽しみとして入った部活動なのに競争部活に入れられて、6段階の段階制度の中で勝たないと上に上がっていけないと、そういうシステムの勝利至上主義の部活動の中に入れられて、いじめがあつて、おまえ弱いなあと、何で上がれんのだと。そのために自殺をしてしまった子どもがいま

す。

やりたい子どもが、この部活動というのは、公平に文化スポーツを平等に培うことができると、その条件が部活動です。競争主義のトップスポーツを、トッププレーヤーを生み出すのが部活動ではありません。誰でもが1回はサッカーのゴールに蹴ってみたい、シュートを入れてみたい、バスケットボールのシュートを入れてみたい、友達と一緒にになってゲームに出てみたいと、3年間で1回もゲームに出られないような、そういう部活動の指導体制もあります。

やはり私は、やりたい子が本当にやる、そういうような部活動体制に変えていくべきだというふうに思っております。ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育長。

○教育長（大森宏隆君）

御質問4-3の部活動指導員の配置についてですが、本町におきましては、間もなく策定されるであろう国や県の部活動指導ガイドラインを参考にして、部活動のあり方につきまして検討していきたいと考えているところでございます。また、本町の部活動と超過勤務の関連や特徴を把握した上で、教員の長時間勤務の一因とされる部活動の負担軽減策を探していきたいと考えているところです。

確かに、部活動指導員は部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教員と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行うなど心強い人材になると思いますが、人材の安定確保や指導のレベルの維持、さらに人件費の捻出など多くの課題がございまして、本町におきましては、現時点では部活動指導員の配置体制を整備することは困難と考えております。

したがいまして、当面は、現在の部活動を応援していただいている外部指導者やボランティアの皆様のお力をいただきつつ、さらなる支援者の発掘に努めながら、教員の負担軽減につなげていきたいと考えております。以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

町当局の予算の非常に少なさというか、それは今回の予算書を見てもよくわかります。

ただ、やはりこの部活動にかかわる指導者は、今までは仕方なく教員が、私もそうですけど、好きな面も少しありました。やらされてきたという側面もあるわけでございます。

実際に、全く野球などをやったことがない方は、校長から、おまえやれと、仕方ないから勉強してやると。そうすると、その方は英語が本当は本チャンなのに、むしろ野球のルールブックのほうに勉強が一生懸命行っちゃうと、こういうおかしいことがこの70年間続いてきているわけでございます。

本来的には、この部活動政策については、文科省が社会体育との関係を加味して、どこかで学校教育から切り離す、そういう施策をしなければいけなかった、そういう問題であります。そして、ほかの外国の施策のように、子どもたちは学校から帰って社会体育のサッカーや野球やそういうところに行くと。そして、先生は自分の本分である教科教育、そして生徒指導、さまざまな総合的学習、そういうものについての教材研究をしっかりとすると。逆に、やはりそういうところができないもんですから、部活動に、私もそうでしたけれど、子どもたちが勝てば喜ぶんです、すごく。目が輝く、先生、もっとやろうと。そうすると、それは麻薬になるんです。教師はそこに陥っていきます。そして、自分の本分が何なのかということを知らないまま、部活動の中にのめり込んでいきます。子どもの笑顔が非常にそこでは輝いてくるから。

でも一方では、一部の底辺の子どもたちは泣いているんですよ。レギュラー組は非常に輝いています。しかし、一部の底辺組は泣いています。そのような部活動を担わされているわけですね、教員が。なので、積極的な施策を、やはり外部指導者をちゃんと入れて、そして先生が本分の仕事がしっかりやれるような、そういう体制を組んでいただきたいと、このように思いますが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

部活動指導者のことについては、先ほど教育長がお答えしたように、一番の大きな問題は、今は人材の確保というところだろうと思います。指導レベルの維持だとか人件費、当然人件費とかも、今の部活の数から、時間数からいきますと2,500万円ほど恐らくか

かるんだろうと思います。補助金もございますのであれですけども、やはり人材が、今、部活動支援者として、町内の各学校に7名の方がお手伝いをいただいております。ただ、その方がそれじゃあ、指導員として雇用できるかと、非常勤職員として雇用できるかという、それは違います。ですから、そこら辺が問題で、今後、体育協会等とも御相談して、人材確保ができるかどうか、そういったところを模索していきたいと考えております。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございました。

部活動の問題については、さまざまな議論ができます。今回の議論については、ごく一部の部活動についての問題点でございます。今後とも大いに議論してまいりたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で、内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。休憩は2時10分までといたします。

〔 休憩 13時59分 〕

〔 再開 14時10分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

10番、松本保議員。

○10 番（松本 保君）

議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では、通告書の朗読によります。

1. 防犯対策について。

本年1月より現在まで、私の知っている内海地区において家屋侵入犯罪が多発しております。

先日、半田警察山海駐在員に確認したところ、内海地区1件、山海地区3件の侵入犯が発生しました。聞いたところ、山海地区では、昨年は1年間を通じ1件の侵入犯でし

たが、ことしはこの1カ月半の間に事件が起こったということです。

このような不安の実情を、近隣の住民は不安に感じています。このような現実の中、少しでも不安の解消となる防犯カメラの設置について質問します。

1－1、家屋侵入犯罪の犯罪数について、南知多町各地区、10年前からの数について教えてください。

1－2、この2月において、内海地区区長会より要望書が提出されました。この中には、防犯カメラ設置費、維持管理費の助成を要望しています。町はどのような対応を考えていますか。

1－3、半田警察署管内の各市町の設置費補助は変化しています。平成29年度は、半田市、阿久比町、武豊町でしたが、平成30年度の実施予定は、東浦町、美浜町が新しく計上される予定です。管内においては、南知多町のみ予定されていません。町においても、早急に対応すべきと考えます。町はどのように考えていますか。

2. 広域農道（すいせんロード）の早期完成を。

平成26年3月議会において質問させていただきましたが、再度質問させていただきます。

広域農道（すいせんロード）において、現在通っていない場所は、美浜町古布地区より南知多町山海岩屋地区への最終部分が工事に入っていると思います。南知多町住民においては、片名地区より北への名古屋方面に対しての最終部分です。多くの皆さんが、早急にできるか期待しています。個人的には、完成すれば5分早く豊浜に到着するかなあと考えております。

そこで質問します。

2－1、26年3月議会において、この広域農道を災害避難道路として質問しました。しかしながら、昨年、台風21号で土砂災害が内海地区内福寺地内において発生し、通行どめとなりました。津波に対しては、高さを誇るこの道路は雨には弱いということを実感されました。災害への対応がわからなくなりました。しかしながら、まだまだ多数の方々の車両が避難路として利用することが多いと思われます。現在の土砂災害への対応、計画断面はどのようになっていますか。

2－2、地元の方々はこの道路の完成、開通に期待をしているものと考えます。先ほどの対策を行いながらですが、完成年度はいつになりますか。

以上で質問を終わります。再質問がある場合は自席にて行いますので、よろしくお願いします。

いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、御質問 1－1、家屋侵入犯罪の犯罪数について、南知多町各地区10年前からの数につきまして、答弁させていただきます。

南知多町における家屋を対象とした侵入犯罪の件数（刑法犯認知件数）につきましては、半田警察署把握の認知件数によりますと、地区別に、内海地区では平成20年4件、21年5件、22年4件、23年1件、24年1件、25年2件、26年2件、27年ゼロ件、28年1件、最後に平成29年1件の計21件。

豊浜地区では、平成20年7件、21年6件、22年5件、23年6件、24年1件、25年1件、26年ゼロ件、27年1件、28年3件、そして平成29年2件の計32件。

師崎地区では、平成20年がゼロ件、21年7件、22年5件、23年3件、24年2件、25年2件、26年ゼロ件、27年1件、28年3件、そして平成29年2件の計25件。

篠島地区では、平成20年ゼロ件、21年2件、22年3件、23年3件、24年から平成29年ゼロ件の計8件。

日間賀島地区では、平成20年から平成29年ゼロ件となっております。

町全体で見ますと、平成20年から23年までは2桁の件数でしたが、平成24年以降は1桁となっており、昨年、平成29年は5件でした。以上でございます。

（10番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

松本議員。

○10番（松本 保君）

ありがとうございます。

先ほども合計の数を言いましたが、そうしますと平成20年から23年は合計で2桁台、特に多いのが平成21年の20件だと思います。

先ほどの件数を合計しますと、ほかの年につきましては1桁台でした。そのくらいになると思います。先ほどにも述べましたが、ことしに入り、山海地区で3件、それから内海地区で1件の家屋侵入があったと聞いております。ほかの地区はどうだったんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（大岩幹治君）

ほかの地区におきましては、2月末の暫定値でございますが、家屋以外では発生しておりますが、家屋を対象としたものは発生しておりません。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

松本議員。

○10番（松本 保君）

そうしますと、内海、山海が大変なことになっているということで、これからどうなるのかなあというふうに心配になりますが、私も内海ですので、これから気をつけていきたいなあというふうに思います。

1－2のほうに入ってください。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

続きまして、御質問1－2、内海地区区長会より防犯カメラ設置費、維持管理費の助成要望書が提出されましたが、町はどのような対応を考えていますか、及び質問1－3、平成30年度には東浦町、美浜町が新しく計上される予定です。管内においては南知多町のみ予定されていない状況であります。町においても早急に対応すべきと考えますがどのように考えますかにつきましては、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

平成30年2月に、内海地区区長会から防犯カメラ設置に関する御要望をいただいておりますが、防犯カメラに関する補助制度につきましては、昨年11月に町内各地区へその意向調査を実施するなど、検討を続けている状況であります。

防犯カメラは、設置に伴う犯罪抑止効果のメリットはあるものの、個人情報管理の難しさなど、他市町からいろいろ聞いておりますので、他市町の実績などを参考に、補助制度のあり方につきまして今後研究を進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

（10番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

松本議員。

○10番（松本 保君）

ありがとうございます。

とにかく、平成29年は半田市、阿久比町、武豊町が設置費補助が行われています。改めて、どのような場所が可能設置か再考していただきたいなあと考えております。

内海地区のきずなの会防犯部会では、この1月に地域を守るみんなの目ということで、このようなものを各戸に配布しました。まだ配られてから月日がたっていないのでわかりませんが、少しでも家屋侵入が減ることを期待しております。町の努力を期待します。

2番に入ってください。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問2-1、広域農道（すいせんロード）の現在の土砂災害への対応、計画断面はどのようになっていますかにつきまして、答弁させていただきます。

広域農道（すいせんロード）につきましては、平成29年10月の台風21号の集中的な降雨の影響により、道路の上のり面が40メートル程度にわたって崩壊し、一時通行できない状況となりましたが、仮復旧工事により、道路上の崩壊土砂を撤去し、通行可能となっております。現在は、本復旧工事を実施中であり、平成30年6月中の完了を予定しております。

また、復旧する計画断面につきましては、災害復旧事業の原則により、原形復旧として実施するもので、のり面の基本構造は以前と同様でございます。ただし、のり面勾配につきましては、以前より緩やかにしたものとなっております。以上でございます。

（10番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

松本議員。

○10番（松本 保君）

現在、通行できますのでちょっと安心してはおりますが、のり面勾配を緩くすると聞きましたが、どのくらいの勾配となりますでしょうか。安全を確保できるよう、よろしく

お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

広域農道の災害復旧工事につきましては、のり面保護としましてのり尻にかご工を設置し、1対1.8の勾配、傾斜角度で申しますと約30度の安定勾配で盛り土にて復旧いたします。

また、南知多町岩屋配水池から美浜町古布に至る一般県道奥田内福寺南知多線の道路改良工事につきましては、丘陵地に築造するバイパス道路であるため、切り土及び盛り土が発生しますが、切り土に比べ、盛り土構造の多い道路となっております。

災害復旧工事と同じく、盛り土のり面につきましては1対1.8、傾斜角度で申しますと、先ほど申し上げましたとおり30度の安定勾配で計画されており、谷の深くなる地形部分には、補強土壁工による盛り土などが計画されております。以上でございます。

（10番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

松本議員。

○10番（松本 保君）

30度、1対1.8ということで、これが本当に安全なのかちょっとわかりませんが、先ほど言ったように補助事業をもらうということはなかなか厳しい中でやってもらうということで、この1対1.8に期待しながら見ていきたいなあというふうに思います。

2－2のほうへ入ってください。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、御質問2－2、先ほどの対策を行いながらですが、完成年度はいつになりますかにつきまして、答弁させていただきます。

広域農道関連の一般県道奥田内福寺南知多線の道路改良事業は、愛知県によりますと、広域農道と県道の一体利用を図ること、地震・津波被害時の避難路とすることなど、重要な路線であることから早期に完成させたいとのことです。

なお、町としましては、平成34年3月までに工事を完了していただくように愛知県に

要望しているところでございます。以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

松本議員。

○10番（松本 保君）

今言われましたように、この道路は、場所によって管理者が異なることを改めて確認しました。南知多町クリーンセンター東の交差点から美浜町古布地区までが南知多町管理のすいせんロード、その先、岩屋配水場までが一般県道奥田内福寺南知多線、その先の広域農道が美浜町、南知多町と続いて片名地区に向かいます。とにかく、1町2県の管理地の中を名前を変えて通るというふうなことになると思います。

このように、管理者が違くと維持管理、調整が必要です。センターラインが、ここにはできているがこの先は消えていることなどが現在の広域農道でも起きております。この先の話し合い、調整をお願いいたします。

改めて、少しでも早い時期の完成をお願いします。先ほど言われましたように、平成34年、もっと早くても結構ですので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上をもちまして、質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で、松本保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は後ほど御連絡します。

〔 休憩 14時28分 〕

〔 再開 14時49分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

休憩中に、町長より議案第30号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第7号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、この際、議案第30号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第30号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（藤井満久君）

追加日程第 1、議案第30号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第 7 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（北川眞木夫君）

議案第30号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第 1 条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ928万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億9,172万円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から御説明いたしますので、6 ページ、7 ページをごらんください。

3. 歳出であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、9 目臨時福祉給付金等給付事業費928万円3,000円の増額補正であります。これは、平成27年度年金生活者等支援臨時福祉給付金等、給付事業に係る国庫補助金の精算に伴う国庫支出金返還金であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

2. 歳入であります。

17款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は928万3,000円の増額補正であります。これは、歳出予算の財源としまして、財政調整基金からの繰入金を増額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託
いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号の件については、各委員会に付託するこ
とに決定しました。

○議長（藤井満久君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

〔 散会 14時53分 〕